

特定非営利活動法人
アビリティクラブたすけあい

第27回 総会議案書

2025年5月31日(土)

大田 ACT が
スタートしました!



5年ぶりに介護職員初任者
研修を再開



地域育て・自分育て講座
大人気の益田裕介先生の講義



ワーカーズ夏まつりにて
ACT をアピール



院内集会で要望書を
厚生労働省に
手渡しました



中長期計画策定プロジェクト
学習会能條桃子さんと



会 員 憲 章

わたくしたち会員は相互に協力して、誰もが尊厳と生きる喜びをもてる社会システムの創設を目指し、安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めます。

1. 子育て・家事・介護を大切な仕事として認め合える社会を実現します。
2. 地域で人と物とお金の循環を図り、たすけあいの仕組みづくりを実践します。
3. ともに学び働き、楽しみと生きがいのもてる生活を実現します。
4. 夢や希望をもてる豊かな地域社会をともに築き、次の世代に引き継ぎます。

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい (NPO 法人 ACT)
2007 年 3 月改定

【自立援助サービス指針】

1. 誰もが、その人らしく生きられることを尊重し、その人の自己決定に基づき、自立した生活が送れるように支援します。
2. 援助を受ける当事者が主人公であるケアを目指したコーディネートをします。
3. 利用者ニーズを把握し、その人のできることを、やりたいことを支援するために、自立援助サービスの他、地域の社会資源を活用した援助計画を立てます。
4. ケアを通してたすけたすけられる双方向の関係をつくっていきます。
5. 自立援助サービスから見えてきた課題を政策提案します。

自立援助サービス検討プロジェクト答申より
2006 年 3 月改定

特定非営利活動法人

アビリティクラブたすけあい (NPO 法人 ACT)

第 27 回 総会議案書

2025 年 5 月 31 日 (土)

..... 公開講座

13:00 ~ 14:30

地域を元気にする 100円御用聞き

株式会社御用聞き 代表取締役 古市 盛久さん

..... 第27回総会 次第

14:45 ~ 17:30

開 会

1. 理事長挨拶
2. 来賓挨拶
3. 資格審査
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 書記任命
7. 議事審議

閉 会

目次

はじめに	3
第1号議案 2024年度活動・事業報告と第6次中長期計画答申および決算の承認について	4
[1] 2024年度全体の総括	4
[2] 2024年度総括事業報告	5
・まちづくり事業	5
・ACTつながるケア(自立援助サービス事業)	6
・アビリティ共済(少額短期保険事業)	7
・生活自用品供給事業	7
・紹介事業(片付け・葬祭)	7
・成年後見事業(市民後見事業)	7
・人材育成および啓発事業	8
・広報・宣伝・出版	8
・ACT運動グループとの連携	9
・他団体との交流・連携および協力事業	9
・組織運営	9
[3] 決算	10
[4] 監査報告	12
第2号議案 2025年度活動・事業方針および事業計画、予算の決定について	13
[1] 2025年度重点方針	13
[2] 2025年度事業計画	14
・まちづくり事業	14
・ACTつながるケア(自立援助サービス事業)	15
・アビリティ共済(少額短期保険事業)	16
・生活自用品供給事業	16
・紹介事業(片付け・葬祭)	16
・成年後見事業(市民後見事業)	16
・人材育成および啓発事業	16
・広報・宣伝・出版	17
・ACT運動グループとの連携	17
・他団体との交流・連携および協力事業	18
・組織運営	18
[3] 予算	19
第3号議案 2025年度借入金最高限度額について	20
第4号議案 定款変更について	20
第5号議案 役員選出について	20
第6号議案 議案決議効力発生について	20
用語説明	21
2024年度決算 活動計算書、貸借対照表、財産目録	22
財務諸表の注記	24
2025年度予算 活動予算書、事業別損益予算案	28
巻末資料	30
組織図	31
資料編	32
設立趣旨書・設立趣意書	41
定款他	42

はじめに

2024年度はACTにとっても介護保険事業を行なっている、ACT運動グループの各団体にとっても大変厳しい年となりました。

介護保険の中で在宅生活を維持するために最も必要とされる訪問介護の報酬引き下げは、まさに訪問介護崩壊の危機と言える大打撃でした。何年にもわたり、人材不足や世代交代が大きな課題であるたすけあいワーカーズでは、この報酬引き下げによる追い討ちで事業縮小や閉鎖など、影響が出ています。介護の社会化を掲げ、市民による介護事業に参画をし、ACT運動グループは、高齢社会にこそ地域での市民どうしのたすけあいが必要であると、活動をすすめてきました。私たちは、公的制度という公助だけに頼るのではなく、市民の持つ力でたすけあう共助のしくみこそが安心して暮らすためには必要なものだと考えます。

「最近会わなかったけれど体調は大丈夫?」「どうかした?」と声をかけ、「ちょっとこの頃、足の具合が悪くてね」「どうしたらいいかな?」と話せる、身近な顔の見えるつながりの中で支え合える安心の輪を、もっと増やしていくことが、さまざまな課題の解決に結びついていくのではないのでしょうか。

2018年以来、『地域ACT』を10ヶ所の地域で創ってきました。ゆるやかに人と人がつながることができる大変有効な形です。今年度はまだない地域にも新たな地域ACTを創れるよう働きかけ、ACTならではの良さを実感してもらえるように取り組んでいきます。

また、2024年度は大きな取り組みとして、生活クラブ生協・東京の全面協力を得て、介護職員初任者研修を再開することができました。今後も地域の介護人材を増やすために、人材育成事業として継続していきます。

第6次中長期計画も策定されました。今年度は外に向けてアビリティ共済やACTの価値を発信する新たな手法を取りながら進めてまいります。

理事長 豊泉 惣子

第1号議案
2024年度活動・事業報告と第6次中長期計画答申および決算の承認について

[1] 2024年度全体の総括

ACTでつながり、安心の輪を広げよう！

● ACT 会員加入実績

期首会員数	加入人数	退会人数	差引	年度末会員数
5,038人	321人	487人	▲166	4,872人

● アビリティ共済加入実績

期首契約件数	新規申込	保障開始	減少件数	差引	年度末契約件数
1,552件	58件	62件	83件	▲21	1,531件

主な入会理由
たすけあいワーカーズの利用者・メンバーを増やす活動
理念に賛同
アビリティ共済加入
講座参加者・成年後見事業利用
ACTが行なう“ACTつながるケア”利用

退会理由
利用の見込みがない・必要がなくなった
逝去
たすけあいワーカーズをやめる
施設入所・長期入院
アビリティ共済解約

※主な入退会の理由は、それぞれ多い順に掲載

2024年度も、新規の会員加入者数より退会される方の数が上回りました。「サービスを使う見込みがない」「施設入所やご逝去」などが主な理由で、全体として会員数は166人減少し、4,872人となりました。会員数が5,000人をきってしまったことは、活動を豊かに進めるには大変厳しい状況といえます。「ACTでつながり、安心の輪を広げよう！」をスローガンに掲げ、理事会をはじめACT運動グループ*1が、それぞれの活動を通じて賛同する仲間を増やすため、まちづくり活動を進めましたが、及びませんでした。

一方で、ACT設立以来ずっと会員として支えてくださっている方、たすけあいのしくみを利用するために会員になられた方、自らが活動に参加するために仲間になった方、全てのACT会員が顔の見えるつながりに参画することで、安心の輪を広げることができました。

アビリティ共済は2つの新プランがスタートしたことで、新たに契約者を増やすことができました。地域のACT運動グループ各団体で説明会を開催し、他にはない魅力的な共済であることを発信できました。また、生活クラブ生協・東京の協力を得て「生活クラブ共済ハグくみ」の満期者に向け、アビリティ共済を紹介する機会を得たことは今までにはなかった新たな取り組みでした。目標の100件には届かないものの、多様な取り組みにこれまでの減少の勢いを止めることができました。

ACTの重要な役割である「福祉の担い手の人材発掘と育成」のため、生活クラブ生協・東京の全面的な支援を受け、介護職員初任者研修をACT運動グループとして再開できたことは大きな成果です。生活クラブ運動グループとの連携・協力により、ACT単独では難しい事業も広げることができるという展望が持てました。

介護保険制度改定の課題については、他団体と協力のうえ院内集会を開催し、厚生労働省に要望書を提出しました。特に訪問介護報酬引下げの問題は、たすけあいワーカーズにとって死活問題であり、今後も報酬アップのための政策提案に取り組む必要があります。

1年にわたり議論した第6次中長期計画プロジェクト会議では、設立から30年以上が過ぎた今だからこそ求められるACTの役割について検討し、どのように実行していけば良いかを答申案にまとめました。

[2] 2024年度総括事業報告

まちづくり事業

1. ACTは、会員の活動によって安心して暮らし続けられる地域を創っています。会員同士の交流は心豊かで安心な暮らしの源です。

- (1) 仲間を増やします
 - ・ACTが目指す安心のまちづくりの話をしながら、共感する人を増やし、あらゆる場面でACT会員を増やす努力をしました。
 - ・他団体の企画に参加して1名の加入がありました。
 - ・生活クラブ寄付講座として、法政大学でACTの活動をテーマに講義を行ないました。
 - ・生活クラブデポで、ACTの活動を紹介し会員加入推進に取り組みました。
- (2) 地域ACT*2づくりを進めます
 - ・まちづくり委員会では、それぞれの地域ACTの活動を共有しながら、地域での顔の見えるつながりをつくることを確認しました。
 - ・大田ACTが、1月に設立されました。通算で11か所目の地域ACTとなりました。
 - ・中野区、西東京市、板橋区で新たな地域ACT設立に向けた動きは作れませんでした。その他の地域でも動きを作れませんでした。
 - ・3月のまちづくり委員会で、地域ACTの役割や期待されることなどを話し合い、確認しました。
- (3) 拠点となるワーカーズ・まちの縁がわを増やします
 - ・新たな縁がわの設立は、ありませんでした。世田谷での可能性を探りましたが、地域の居場所(重度障害者用グループホーム)としてオープンしました。
 - ・生活クラブ生協・東京のエッコロこども基金助成による配食支援に、「まちの縁がわ本町」、「カサムシカ」、「木・々」、「テラツァ」、「さくらさくら」の一部である「さくらんぼう」が新たに参加しました。
 - ・ほっとサービスの料金体系とサポーター対価について、まちの縁がわ東京の会議の中で意見交換を行ない、現在の料金や対価について各団体が責任をもって決定できることを確認しました。
 - ・総合事業通所型サービスB*3について自治体ヒアリングを行ないました。
 - ・生活クラブ生協・東京の「空き家と地域の場づくり研究会」の調査活動に協力し、まちの縁がわ3箇所が訪問を受けました。
 - ・ワーカーズ・まちの縁がわの各団体の組織運営と事業継続について、川口佐和子氏を講師とした理事研修に参加しました。
- (4) 新たなたすけあいワーカーズづくりを進めます

- ・新たなたすけあいワーカーズづくりはできませんでした。
- (5) 会員ニーズに応える新たな事業の展開
 - ・ケアを通じたニーズのリサーチはできませんでした。
 - ・ライフオーガナイザーによる片付けの依頼はありませんでした。
- (6) 生活クラブ生協・東京および各ブロック単協と連携します
 - 生活クラブ生協・東京
 - ・生活クラブ生協・東京と情報を共有し、共に地域福祉の人材育成という課題に取り組むため、11月から生活クラブ生協・東京の支援のもと介護職員初任者研修を実施することができました。
 - ・生活クラブ生協・東京の第8次中長期計画地域福祉部門にオブザーバー参加しました。
 - 23区南生活クラブ生協
 - ・年5回の代表者会議に出席しました。
 - ・介護保険制度の学習会を提案し、世田谷地域協議会*4と共催で2回開催しました。
 - ・8月に生活クラブ生協・東京30周年の企画に参加し、会員3名とアビリティ共済1名の加入がありました。
 - ・10月、まち委員研修でACTについての学習会を行ない理解を広げることができました。
 - ・未組織地域の取り組みに対してACT運動グループの立ち上げを提案しました。
 - 北東京生活クラブ生協
 - ・生活クラブの学校企画「練馬コース」への広報協力を得て、参加者3名がACTの活動見学に参加しました。
 - ・9月に開催された北東京30周年大試食会に参加し、ACTをアピールしました。
 - ・北東京第6次5ヶ年計画策定プロジェクトに参加しました。
 - ・北東京ピアふえすた「はじまりの話を聞いてみよう」で、元ACT理事長がACTの成り立ちや活動を説明しました。生活クラブ組合員だけでなく生活クラブ職員からも初めてACTのことがわかったと好評を得ました。
 - 多摩南生活クラブ生協
 - ・『たべる はたらく つながる』フェスタに町田地域協議会と共に参加し、1名のACT会員・アビリティ共済同時加入がありました。
 - ・代表者会議に出席し、ACTの活動を報告しました。
 - 多摩きた生活クラブ生協
 - ・1月に居場所フォーラムが開催され、子どもの居場所に取り組む団体からの報告がありました。
 - ・10月の多摩きた生活クラブ生協30周年行事では、ACTのパンフレットを活用してアピールしました。

2. 会員活動を拡げます

(1) 地域のつどい

- ・地域のつどいの開催に合わせて理事長手書きの手紙を届け、会の中で ACT からのメッセージを伝えました。
 - ・すべてが実参加の会場集合型企画となりました。たすけあいワーカーズの周年記念企画が多く開催されました。
- | 団体単独企画 | |
|------------|------|
| たすけあいワーカーズ | 17 回 |
| まちの縁がわ | 1 回 |
- 共催企画 3 回
- ・地域のつどいをきっかけとした会員加入の実績は 2 名でした。ACT をよく知らない参加者に対し、ACT を知るきっかけの一つになっています。

(2) いきいきサークル

- ・今年度の登録団体総数は 63 団体となりました。2022 年度は 73 団体、2023 年度は 68 団体でした。
- ・活動交流集会は、開催できませんでした。
- ・いきいきサークルを通じた会員加入は 14 名、アビリティ共済の申込みは 3 件でした。

(3) コミュニティ活動応援基金助成

◆ワーカーズ・まちの縁がわ部門

- ・新規の応募はありませんでした。
- ・府中市「テラツァ」20,000 円、西東京市「そよかぜ」240,000 円 家賃補助総額 260,000 円

◆居場所づくり部門

- ・江戸川区「たすけあいワーカーズもも」111,078 円(継続 3 年目)
※助成額 311,078 円のうち、2 年目自動ドア修理費留保分 200,000 円を相殺
- ・助成後のヒアリングとして、江戸川区「たすけあいワーカーズもも」を訪問し、助産師会と協力して行なっているプログラムが、昨年度より回数は減ったものの順調に行なわれていることを確認しました。

3. 政策提案

(1) 介護保険制度

- ・次期改定に向けて、8 月に服部万里子氏の学習会を行ない、課題を共有しました。
- ・東村山、板橋、世田谷、武蔵野で介護保険制度の学習会を開催しました。
- ・9 月に生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合(以下、インクルーシブ事業連合)と共に「訪問介護報酬の引き上げ」について厚生労働省に要望書を提出しました。
- ・次期介護保険制度改定に向けた、ひとまち社と生活者ネットワークによる実態調査に各たすけあいワーカーズが協力しました。

(2) 子育て支援

- ・「子育てフォーラム」に企画段階から参加し、活動しました。

- ・ひとり親家庭への支援について、部会で東京都の施策を学び委員会で共有しました。

(3) 障がい福祉

- ・移動支援における自治体間格差を是正するため、「自立支援給付への移行」について議論しました。

(4) 院内集会やフォーラムの開催

- ・ACT も構成団体となっている「介護の崩壊をさせない実行委員会」主催で、9 月に小竹雅子氏を講師に介護保険制度改定に関する学習会を行ないました。また、1 月には院内集会を開催しました。
- ・衆議院選挙に向けた「ケア社会をつくる会」の公開質問状の取組みについて、賛同団体になりました。

ACT つながるケア(自立援助サービス事業)

ACT つながるケア内訳	時間数
子育て支援	6,477
家事・介護	20,018
障がい者・児支援	2,321
合計	28,816

※「ACT が行なう“ACT つながるケア”」の時間数を含む

〈ACT つながるケア〉

- ・日々のケアが忙しく、つながるケアを広める余裕がないことが課題ですが、一部生活クラブ生協・東京の安心コールやクチコミでの利用がありました。
- ・会議で話し合った内容をワーカーズ内で共有することが難しい現状があるものの、事例を通してコーディネート力の向上につなげました。
- ・会議運営は事前に打ち合わせを行ない、効率的に進めました。
- ・ケアの幅を広げるため、子育て支援事業部会と連携し、外遊びの課題を洗い出し、ガイドライン作成を進めました。
- ・ストレス対策をテーマにスキルアップ研修を 2 回行ないました。
- ・利用料金の値上げについては、少数ワーカーズの意見も尊重し、来年度引き続き検討することになりました。
- ・実参加の会議開催について要望があり、2025 年度方針に反映しました。

〈ACT が行なう“ACT つながるケア”〉

- ・様々な問題を抱える利用者への対応を行ない、このようなサービスを喜んでくれる会員や生活クラブ組合員と出会うことができました。
- ・人手不足のためケアを受けられないたすけあいワーカーズからの依頼、たすけあいワーカーズの閉鎖でサービス提供ができなくなった地域のケアに対応しました。

- ・ケア者の中からコーディネーター 2 名が育ちました。
- ・傾聴をテーマに、年次のケア者研修を実施しました。たすけあいワーカーズメンバーからも参加がありました。
- ・新聞折込と郵便局 A ラック広告の地域について、ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合(以下、たすけあいワーカーズ連合)と相談し、次年度小金井と新宿で実施することを決めました。
- ・たすけあいワーカーズがない地域のアビリティ共済ワーカーズ・ケアに対応しました。

アビリティ共済(少額短期保険事業)

- ・9 月に新プラン「のびのび」「いつまでも」が誕生しました。新プラン説明会が 40 回開催され、参加者 449 名、茶話会 5 回参加者 34 名など、活発な活動が行なわれました。説明会では今後の改定に向けて要望もありました。
- ・新契約数(保障開始)は 62 件となり、2014 年以降最も多く、1 年間の契約減少数は 21 件で最も少なくなりましたが、新規契約目標数には及びませんでした。
- ・共済委員会では“心配を安心して GoGo!” キャンペーンや『のびのび』加入者にプレゼントを実施しました。
- ・拡大共済委員会は、6 月と 1 月に全取次店契約団体 50 団体と募集人により、リアル開催しました。直接会う事で仲間意識が高まり、目標達成に向けた活動を確認しました。
- ・生活クラブ生協・東京との連携がすすみました。生活クラブ共済「ハグくみ」満期者へのお手紙や「安心コール」により問合せが 70 件、加入が 3 件ありました。1 月に生活クラブ組合員に配布したチラシから問合せが 30 件ありました。
- ・問合せ者電話対応などのため、3 月より共済スタッフ 1 名を採用しました。
- ・理事、事務局、1 人 1 件の目標を掲げ、関連団体のイベントで拡大活動を行ないました。
- ・「まちの縁がわ」の子ども食堂「さくらんぼう」と協力して子ども食堂参加者に「ACT 会員募集」「アビリティ共済」チラシ配布をしました。
- ・「ACT 会員募集チラシ」の裏面を全面的に使用し、生活クラブ組合員に向けてアビリティ共済をアピールしました。

生活自用品供給事業

- ・たすけあいワーカーズのニーズに対応するため、味噌汁の組み合わせのバリエーションを増やしました。

- ・新たにオニオンスープと生姜スープの取り扱いを始めました。
- ・売上は 209 万円となり、目標達成率は 110% になりました。
- ・ナーシングラッグは、取引メーカー「ウィズ」の福祉部門の吸収合併により一時期注文ができない状態となっていました。新たに「ウェルファン」との取引が可能となり広報し、利用がありました。

紹介事業(片付け・葬祭)

1. 片付け事業

- ・紹介件数は、10 件でした。
- ・大型家具の処分等の依頼が中心でした。

2. 葬祭事業

- ・紹介の実績はありませんでした。
- ・葬祭学習会を開催できませんでした。

成年後見事業(市民後見事業)

「最期まで自分らしく」を応援する ACT のもう一つの自立援助事業として取り組みます。

1. 任意後見制度の啓発

- ・2 月に公開講座を開催し、運営委員含め 55 名の参加がありました。
- ・出前講座を、4 回開催しました。(11 月東村山生活クラブ運動グループ地域協議会、12 月大田 ACT 準備会、3 月武蔵野 ACT、世田谷 ACT)
- ・ACT 運動グループに呼びかけ、各グループの会議で ACT 成年後見事業について説明しました。(11 月 SPSD 研究会、12 月 たすけあいワーカーズ連合運営委員会)
- ・エンディングノートを活用した終活講座を開催しました。(国分寺 ACT・杉並 ACT・小金井 ACT)
- ・運営委員会主催の終活講座をオンラインで開催しました。

ACT 成年後見事業の認知度はまだ低く、出前講座等の広報活動はこれからも重要な活動です。

2. スキルアップに向けて

- ・内部研修を 3 回実施しました。
- ・認知症や成年後見制度に関する最新情報を LINE グループで共有しました。

3. 成年後見事業

- ・1 件の新規契約申込みがありました。
- ・法定後見、死後事務の単独取り組みに関して、検討プロジェクトを立ち上げ検討しました。
- ・相談事業に関しては、ACT 通信、講座時にインフォメーションを行ない、相談、問い合わせなど

がありました。

4. 調査活動

- ・ACT 政策提案委員会に出席し、都内 32 自治体に対する「自治体における成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況調査」の結果を報告し、活用を提案しました。会員には、ACT 通信 197 号に調査報告を同封し共有しました。
- ・地域の生活者ネットワークと共に自治体に報告書を届け、中でも武蔵野市、小金井市、福生市では、地域協議会が予算要望として活かしました。

5. 組織運営

- ・円滑な運営活動を進めるため、組織体制を見直しました。
- ・2023 年度に行なった「市民後見人養成講座」の受講者の中から、3 名が運営委員になり、増員できました。
- ・運営規則を改定し、マニュアルなどの再検討を行いました。

人材育成事業および啓発事業

1. 研修体系

- ・新しい講師を迎え、開催日程に余裕を持たせて参加しやすい養成講座としました。
- ・新たな講師の講座は好評で、9 人の会員加入につながりました。
- ・生活クラブの学校企画として、「ACT の地域育て・自分育て講座」(15 講座)の名称を用い、受講者総数は 326 人でした。2023 年度の 16 講座(269 人受講)に比べ、57 人増えました。
- ・生活クラブ生協・東京のホームページ・Instagram・メールマガジンなどで広報の協力を得ました。(申込者 8 人)
- ・講師の益田裕介氏の講座では、YouTube オンライン自助会で広報の協力を得ました。(申込者 18 人)
- ・「ケア者ベーシック講座」の新たなプログラムとして、水回りの掃除の動画作成に取り組みました。
- ・「ケア者ベーシック講座」のアンケート結果で「他のケア者、講師との意見交換・情報交換がためになった」との好評を得ました。

2. 公開講座

- ・田中哲先生の公開講座のチラシを、中野坂上駅前掲示板に掲示し、中野区子ども若者支援センターにも設置を依頼しました。
- ・「ACT 公開講座」受講者は、38 人で、2023 年度の受講者 31 人に比べ 7 人増えました。
- ・「ACT 公開講座」を会員になって受講した人は、4 人でした。

3. 研究会活動

(1) 在宅介護研究会

- ・介護職員初任者研修の講師を担当しました。介護技術研修の講師派遣はありませんでした。
 - ・移乗移動の動画作成が完了しました。
 - ・水回りの掃除の動画作成に協力しました。
 - ・年 2 回、実参加で会議を行ないましたが、研究会メンバーの退会もあり、メンバー増員が課題です。
 - ・ACT 会員からの介護相談は 2 件でした。
- ##### (2) 認知症模擬演技者(SPSD)研究会
- ・定例会は 11 回、そのうち 3 回は実参加開催でした。新しいメンバーが 1 名参加。物忘れが多くなる高齢期の話や認知症になった身近な当事者の話を聴くことで、「歳をとっても認知症になっても大丈夫」を再確認しました。
 - ・研修用教材として、在宅で認知症の人と接する場面を想定した新しい動画を 2 種類作成し、ワーカーズ祭りで上映したり、インクルーシブ通信等での広報宣伝に活用しました。
 - ・講師派遣は、たすけあいワーカーズ風ぐるまの研修、ACT 養成講座の依頼に対応しました。ACT の介護職員初任者研修では、SPSD 研究会メンバーのビデオレターを作成し講義に活用しました。
 - ・研究会への見学を募集しましたが、応募はありませんでした。

広報・宣伝・出版

1. ACT 通信

- ・ACT の提携事業や会員活動の紹介のほか、新しく地域で活動を始めた団体の活動内容や思いを取材し、紹介できました。
- ・予定通り年 4 回の発行ができました。
- ・4 コマ漫画の内容を ACT の活動につながるテーマにし、ACT の活動が身近に感じられるように工夫しました。

2. ホームページ

- ・ホームページの改善について、具体的な修正箇所を決めてできることから取り組みました。
- ・トップページの写真を新しくし、ボタンの内容や配置を変え、より分かりやすくしました。
- ・全面的な見直しを目指し、業者や内容の検討を行ないました。
- ・更新専門の担当者の検討はできませんでした。

3. チラシ・パンフレット

- ・生活クラブ組合員配布用の「ACT 会員募集チラシ」は、たすけあいワーカーズのメンバーにデザインを依頼し、刷新しました。ターゲットを若い世代に設定し、共働き家庭のニーズに応えるサービスを伝える紙面にしました。

ACT 運動グループとの連携

1. ACT 運動グループ協議会

- ・ACT 運動グループとして介護職員初任者研修を開催しました。
- ・生活クラブの学校企画として「楽しいところいっぱい見ちゃおう！ACT グループのまちづくりツアー」を実施しました。参加人数が少なく、広報に課題が残りました。

2. たすけあいワーカーズ連合との協議会

- ・たすけあいワーカーズの連合化から 9 年経過することを受け、総括や今後の連携のあり方について話し合うため、定例開催の協議会がスタートしました。

他団体との交流・連携および協力事業

1. 生活クラブ運動グループとの連携

(1) インクルーシブ事業連合

- ・月 1 回の幹事会と運営委員会に参加しました。
- ・生活クラブ運動グループの各団体と共に、安心なまちづくりに取り組みました。
- ・介護保険プロジェクトや子育て支援フォーラムの活動にも参加し、社会的課題について学び、共に働きかけをしました。
- ・次年度から新たな中間支援組織^{*5}に統合されることが決まりました。

(2) コネクト推進機構

- ・コネクト推進会議に参加し、「新たな中間支援組織の設立に向けた中間方針案」の検討を行ないました。

(3) 東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合(以下、東京ワーカーズ)と ACT 運動グループとの協議会

- ・11 月開催の WNJ 全国大会 in TOKYO の成功に向け、現地実行委員会に参加しました。

(4) 生活クラブ生協・東京との協議会

- ・年 2 回開催し、ACT 運動グループからの協力要請事項について協議が行なわれました。
- ・介護職員初任者研修の次年度開催、広報、支援について確認しました。

(5) 生活クラブ運動グループ・東京連絡会

- ・会議に参加し、生活クラブ運動グループとして東京都への予算提案に共に取り組みました。

(6) 東京 CPB(東京コミュニティパワーバンク)

- ・3 月末の解散までの間、理事会に出席し情報を共有しました。

(7) NPO 法人まちぽっと

- ・理事会に参加しました。
- ・草の根市民基金ぐらん運営委員会に参加し、交流

集会の組み立てなどに取り組みました。

(8) 生活クラブ生協共済連地域福祉推進会議

- ・会議に出席し、「福祉・たすけあい研究交流集会」へも ACT 運動グループから参加しました。

2. ACT が会員となっている団体

- ① WNJ(ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン)^{*6}
- ② 日本少額短期保険協会
- ③ 東京都社会福祉協議会
- ④ 長寿社会文化協会
- ⑤ 日本 NPO センター
- ⑥ 中央労働金庫
- ⑦ 中野区社会福祉協議会

組織運営

理事会は、事務局と連携し、総会で決定した方針を執行すべく組織運営を担いました。

2024 年度で計画期間が終了する第 5 次中期計画(3 ヶ年)の総括を行ない、第 6 次中期計画(5 ヶ年)の策定に取り組みました。

1. 理事会体制

- ・理事会で討議するための資料不足、提案の遅れ、事後承認の多さなど準備不足が原因で混乱を招きました。
- ・今後のスムーズな理事会運営について検討しました。
- ・理事が職員会議を傍聴しました。

2. 事務局体制

- ・「東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金」の事業に取り組み、介護と仕事、病気と仕事の両立支援のしくみをつくりました。
- ・2024 年度は、介護職員初任者研修の申請や運営のほか、第 6 次中期計画策定プロジェクトの運営の業務が重なり残業時間が増えました。
- ・アビリティ共済事務局の定年退職職員の補充として、求人・採用に取り組みました。
- ・現在の体制は、マニュアルがあっても業務が属人化しており、ジョブローテーションを難しくしています。また、職員の急病や退職等はリスクの一つであり、今後の安定した事務局運営のため工夫が必要です。
- ・2024 年度の最低賃金改定を受け、一部の常勤職員の基本給が最低賃金を下回ることとなり、是正しました。併せて求人時の基本給も見直しました。
- ・「労働者協同組合」をテーマに、WNJ 事務局長を講師に招き、職員研修を実施しました。

【3】決算(P22参照)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

〈2024 年度決算の説明〉

《一般正味財産増減の部》

経常収益は 146,046,095 円です。内訳は賛助会費を含む受取会費 14,384,000 円、アビリティ共済配当金寄付、ACT の運営に対する寄付金を合わせて 10,850,385 円、指定正味財産への振替額が 1,970,459 円、事業収益 74,032,680 円(前年より 1,113,354 円増)、少額短期保険事業の準備金等の戻入額 43,536,994 円、その他収益が 1,271,577 円です。その他収益は、東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金 1,000,000 円が含まれています。

経常費用は 144,829,867 円、法人都民税 70,000 円を合わせ、当期正味財産増減額は 1,146,228 円となりました。

《指定正味財産増減の部》

収入はコミュニティ活動応援基金への受取寄付金が 163,000 円、地域 ACT まちづくり基金の助成金の戻りが 193,310 円ありました。支出は、10 の地域 ACT への助成 1,497,621 円とコミュニティ活動応援基金から居場所づくり部門 1 団体 111,078 円、まちなりの縁がわ家賃助成部門 2 団体合計 260,000 円の助成及びそのための経費合わせて 1,970,459 円でした。当期指定正味財産増減額は▲ 1,614,149 円となり、指定正味財産期末残高は 22,798,037 円となりました。一般正味財産と指定正味財産の増減額の合計は▲ 467,921 円、基金を含む ACT 全体の正味財産期末残高は 107,173,422 円となりました。

物価高騰による影響を受けて大変厳しい中、2024 年度は少額短期保険事業の配当寄付金の収入 10,850,385 円があり、さらに東京都の奨励金収入もあり、一般正味財産の部は 1,146,228 円のプラスになりました。

1. 年会費

予算対比は 96.5% で、前年より 44 万円減少しました。事業への充当の内訳は、まちづくり事業に 40% (うちコミュニティ活動 30%、ワーカーズ連携 10%)、自立援助サービス事業に 12%、人材育成および啓発事業に 11%、後見事業に 7%、管理部門に 30% としました。

2. 寄付金

総額で 11,013,385 円をいただきました。アビリティ共済の契約者配当金寄付 10,459,837 円は、全額まちづくり部門のコミュニティ事業に充当し、活動の経費として活用させていただきました。また ACT コミュニティ活動応援基金に 43 件 163,000 円、ACT へのご寄付として 61 件 390,548 円をいただきました。ご協力いただいた皆様に、深く感謝を申し上げます。

3. 事業別の説明

(1) まちづくり

- ① コミュニティ活動推進費の内訳(費用助成)
 - ・いきいきサークル 63 団体 604,970 円
 - ・地域のつどい 21 回開催 529,835 円
- ② 地域 ACT まちづくり基金助成の内訳
 - ・地域 ACT 10ヶ所 1,497,621 円
- ③ ACT コミュニティ活動応援基金助成の内訳
 - ・居場所づくり部門 1 団体 111,078 円
 - ・ワーカーズまちなりの縁がわ 家賃助成 2 団体 260,000 円
- ④ ワーカーズ連携
 - ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合の事業サポート業務委託契約料の収入 173,250 円を計上しました。

(2) ACT つながるケア(自立援助サービス事業) 事業収益は 6,808,363 円でした。内、たすけあいワーカーズとの提携事業として利用料金の 5.5% 分は 3,930,493 円で、ケア者不足等による減少傾向が続いています。2022 年度にスタートした ACT が行なう“ACT つながるケア”の収益は伸び 2,877,870 円で、対前年比 105 万円の増となりました。

(3) アビリティ共済(少額短期保険事業) 保険料収入は 63,401,670 円で予算対比 102% でしたが、前年度より約 100 万円減少しました。保険金は 17,893,451 円で、予算 2,000 万円を下回りましたが、前年度より約 311 万円増えています。2024 年度は死亡給付が多く、7 件 500 万円の給付がありました。祝金は出産が 9 件 45 万円と少なく、長寿は多く 46 件 46 万円でした。費用関係では、制度改定に伴い基幹業務システムの変更対応で 3,058,550 円を支払い、2024 年度減価償却として 407,806 円を計上し 5 年にわたって償却していきます。法定準備金(支払備金、責任準備金)を計上し、剰余分 17,568,930 円を契約者配当準備金として繰り入れます。契約者配当準備金は 2025 年度に寄付金として振替えさせていただきます、まちづくり部門のコミュニティ活動へ充当します。

(4) 生活自用品供給事業 新規品目の取り組みやナーシングラッグの売上があり計画の 190 万円を超え 2,093,305 円、予算対比 110.7% となりました。

(5) 人材育成および啓発事業 介護職員初任者研修の収入・支出が入りました(2024 年度予算作成時期は、収入・費用額が予測できなかったため予算に入れていません)。介護

職員初任者研修の受講料収入 976,080 円(総収入 1,176,000 円のうち 2024 年度相当分)と、ACT の養成講座や公開講座の受講料、外部団体からの講師料など、170,704 円の収入があり、会費収入の 11% を充当しましたが、経費が上回り 154,108 円のマイナスとなりました。

(6) 成年後見事業 見守り及び任意後見契約の継続利用 2 名分と、出前学習会の講師料を合わせ、事業収入は 382,500 円でした。

〈少額短期保険積立金について〉(2024 年度末)

	項目	金額	
法定積立	供託金	法律 (保険業法第 272 条の 5、及び保険業法施行令第 38 条の 4) 上、事業開始時に 1,000 万円、及び年間収受保険料の 5% (百万円未満端数切捨) を供託する事となっています。	14,000,000 円
	留保金	留保金とは事業開始時の資本金にあたるもので 1,000 万円が必要です。ACT では NPO 法に則り未処分正味財産の中から繰り入れています。また保険業法では留保金を含む純資産が 500 万円を 1 円でも欠けると「営業停止」処分となります。	10,000,000 円
	支払備金	決算時、支払うべき金額が確定しているもの及び既に支払事由が発生していて支払が見込まれているものに備えておくべき資金です。金額は毎年変わります。	2,958,607 円
	責任準備金(普通・異常)	普通責任準備金、異常責任準備金を合わせたものです。将来の通常、異常時の保険金等の支払に備えておく資金です。金額は毎年変わります。	21,073,815 円
	契約者配当準備金	来期の契約者配当に充てるために備えておく資金です。金額は毎年変わります。	17,568,930 円
任意積立	事業安定積立金	自主共済から少額短期保険事業へ移行する際、過去の再保険の収支状況を検討し再保険を掛けない事とし、その分を内部留保する事にしました。大きな保険事故がいつ発生したとしても安定した事業を継続するために積み立てていき、年間の純保険料相当分を内部留保する事としています。再保険を掛けないで契約者への支払を保障する積立金です。	53,961,767 円

〈貸借対照表について〉 東京コミュニティーパワーバンク(東京 CPB) 2025 年度に解散のため、出資していた 2,500,000 円(出資金)は 2024 年 7 月に全額 ACT に返還されました。

〈欠損金について〉 定款第 33 条に基づき、一般正味財産の部 1,146,228 円、指定正味財産の部▲ 1,614,149 円を合わせた当期正味財産増減額▲ 467,921 円を 2025 年度へ繰り越します。

【4】 監査報告

監査報告書

2025年4月24日

特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい
理事長 豊泉 惣子 様

監事 細谷 正子
同 矢崎 芽生

【監査報告】

私たちは、特定非営利活動促進法18条および定款第14条(5)に基づき、2024年度の特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいの業務監査、会計監査を行ないました。

理事の業務執行の状況に関する監査については、理事会を傍聴し、必要と認められる場合には質問、意見表明などを行ないました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、財務諸表等(活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録)と帳簿や証拠書類等との照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行ないました。

監査の結果、理事の業務執行は、法令、定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実はないことが認められました。

また、法人の財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

【監査意見】

理事会と事務局が、現在のACTの経営状況をしっかりと把握し、危機意識を共有する必要があります。

会員数は5,000人を割りました。5年間で968人の減少です。

一定の基準としての組織規模を維持する重要さを、これから実感していくこととなります。また、アビリティ共済事業収益は、減少し続けています。会員ニーズに合わせた新しいプランを導入したのですが、思うほどには伸びていません。ACTの活動は現在、この少額短期保険事業により支えられていることを確認しましょう。

ACTの理念を実現させるために、そしてその実践を継続させるために私たちは事業をしています。この事業を広げるために、一人ひとりがこのACTで何がしたいのか、そのために自分は何をすればいいのかを改めて考え、そしてそれぞれが実行してください。

今の約5,000人の貴重な思いを大切に活動されることを期待します。

以上

第2号議案

2025年度活動・事業方針および事業計画、予算の決定について

【1】 2025年度重点方針

つくろう仲間 つなげよう ACTの安心の輪

日々の暮らしの中で困ったことが起きたり、どこに相談したら良いかわからない時、顔と顔が見える「ACT安心の森」のつながりで解決できるよう、ACT運動グループが一体となって、たすけあいのまちづくりをすすめます。

そのためにも、たすけあいの原点に立ち、一層強くつながりの輪をひろげます。

◆会員を増やす

誰もが誰かとつながり、安心して暮らせるまちづくりを目指して、ACT運動グループが共に連携し、心をつなげてACT会員を増やします。

◆アビリティ共済を増やす

アビリティ共済は他にはない「ワーカーズ・ケア」という保障のある特別な共済であり、84歳まで加入できる魅力ある共済です。この魅力を、会員だけでなく一般にも発信し、新たな共済契約者を増やします。

◆地域ACTを増やす

地域ACTの活動から地域ごとに顔の見える関係性をつくり、会員に限らずいろいろな人が出会う場を増やします。今ある地域ACTの充実を図り、安心を実感できる場をさらにつくっていきます。

● ACT 会員加入推進計画

期首会員数	加入人数(目標)	退会人数(予測)	差引	年度末会員数
4,872人	480人	450人	30人	4,902人

● アビリティ共済加入推進計画

期首契約件数	新規加入件数(目標)	減少件数(予測)	差引	年度末契約件数
1,531件	80件	70件	10件	1,541件

[2] 2025 年度事業計画

まちづくり事業

1. ACT は、会員の活動によって安心して暮らし続けられる地域を創っています。会員同士の交流は心豊かで安心な暮らしの源です。

(1) 仲間を増やします

- ・ ACT を知らない人たちに共感を拡げ、参加する人を増やすために、ACT 運動グループと共に ACT が目指す安心のまちづくりを話しながら、あらゆる場面で ACT の事業を活用することに力を注ぎます。
- ・ 外部団体の集まりに積極的に参加し、外に向けて ACT の活動を発信し、仲間を増やします。
- ・ 生活クラブの組合員に ACT が十分に知られていないため、デポー店頭でのアピールのほか、ブロック単協で集まる機会に、組合員や職員に向け ACT が組合員の思いから生まれたことを伝えます。

(2) 地域 ACT づくりを進めます

- ・ まちづくり委員会では、地域 ACT の目指していることを確認し、地域の ACT 運動グループの中心的役割を担って地域での顔の見えるつながりを作っていきます。
- ・ 地域 ACT がいない地域に働きかけ、新たな設立につなげます。
- ・ たすけあいワーカーズが解散した北区において、会員のつながりが途切れないように地域 ACT の説明会をします。

(3) 拠点となるワーカーズ・まちの縁がわを増やします

- ・ 居場所づくりに意欲のある人たちに、まちの縁がわについて説明し、立ち上げに向けてサポートしていきます。
- ・ 「まちの縁がわフォーラム」を開催します。
- ・ ほっとサービスを、より多くのまちの縁がわに拡げます。
- ・ ACT 運動グループや生活クラブ生協・東京と連携し、まちの縁がわの人材を募集します。
- ・ 生活クラブ運動グループによる新たな中間支援組織の中の「多様な居場所総合プロジェクト」に参加し、居場所づくりを進めていきます。

(4) 新たなたすけあいワーカーズづくりを進めます

- ・ 新たなたすけあいワーカーズの芽を逃さないよう取り組みます。
- ・ 広域でつながるケアを行なう新たなたすけあいワ

ーカーズを、労働者協同組合の組織として作ることを検討します。

(5) 会員ニーズに応える新たな事業の展開

- ・ 会員から新たなニーズがあった場合に、検討していきます。

(6) 生活クラブ生協・東京および各ブロック単協と連携します

生活クラブ生協・東京

- ・ 協議会等を通じて情報を共有し、課題の解決を目指し、共に地域福祉の充実に取り組みます。

23 区南生活クラブ生協

- ・ 代表者会議に出席し、ACT 運動グループの活動報告と学習会の提案などを行ないます。
- ・ ACT の理解を深める活動を組み立てます。
- ・ ACT 運動グループ未組織地域での拠点立ち上げを模索します。
- ・ 生活クラブの企画に参加し、ACT をアピールするとともに会員拡大に取り組みます。

北東京生活クラブ生協

- ・ 代表者会議に出席し、ACT のイベント、活動を報告・共有します。
- ・ 北東京生活クラブ生協と協力しながら、介護職員初任者研修をはじめ、生活クラブの学校などの広報をすすめます。

多摩南生活クラブ生協

- ・ 代表者会議に出席し、ACT のイベント、活動を報告・共有します。
- ・ ACT の理解を深める活動を組み立てます。

多摩きた生活クラブ生協

- ・ 地域協議会がよりよく続いていくための情報共有に取り組みます。
- ・ 生活クラブ組合員の ACT 運動グループへの理解を進めるため、働き方説明会等の活動を組み立てます。
- ・ 市民版地域福祉計画**づくりをすすめます。
- ・ 多摩きた第 8 次長期計画を推進します。

2. 会員活動を拡げます

会員同士が出会える場・機会として「地域のつどい」や「いきいきサークル」を活用します。また、福祉のまちづくりを進める ACT 会員の様々な活動を地域に発信し、新たな仲間を増やす機会となることを期待して活動費を補助します。

(1) 地域のつどい

- ・ 「地域のつどい」は、地域で ACT 運動グループの理念や活動を伝え、賛同を拡げる機会として位置付けます。

- ・ 「地域のつどい」を開催する団体には、引き続き補助を行ないます。ACT 運動グループ 1 団体毎に年間上限 3 万円が補助されるため、地域で共催することにより、大きな予算で開催できます。
- ・ 地域のつどい開催に合わせ、理事長の直筆手紙による ACT 紹介の取り組みは継続します。

(2) いきいきサークル

- ・ いきいきサークルは、同じ趣味や目的を持つ会員同士がサークル活動を通じて見守り合い、たすけあうコミュニティの一つです。
- ・ 20～30 代の若い会員に、いきいきサークルへの参加を働きかけます。
- ・ ACT 会員ではないメンバーに向け、それぞれのサークルで ACT の「おたがいさまのたすけあい」の理念を伝え、会員加入を進めるための方策を工夫します。

(3) コミュニティ活動応援基金助成

- ・ ACT 会員の主体的な活動を応援します。年 2 回公開ヒアリングを実施し、公正な審査を行ない、地域の社会資源を増やすことに貢献します。
 - ① 居場所づくり部門
 - ② 住まいづくり部門
 - ③ ワーカーズ・まちの縁がわ部門
 - ④ ワーカーズ運動推進のための活動部門
- ・ コミュニティ活動応援基金への寄付を募ります。
- ・ 助成についての広報を強化し、応募団体を募ります。
- ・ 助成後の訪問・交流を行ないます。
- ・ 募集要項の見直しも検討します。

3. 政策提案

ACT 運動グループ、生活クラブ運動グループと連携し、国や自治体への政策提案や予算要望に取り組みます。また、たすけあいワーカーズ連合の各部会からの具体的な提案を、政策提案委員会で共有しアクションにつなげます。

(1) 介護保険制度

- ・ 2027 年の介護保険制度改定に向けて、現場の声を反映させた政策提案に取り組みます。
- ・ 学習会などを通じて、多くの人に改定の課題を周知し共有します。
- ・ 生活クラブ運動グループと連携した活動を行ないます。

(2) 子育て支援

- ・ 子育て支援事業部会からの具体的な提案を政策につなげます。
- ・ 生活クラブ運動グループと連携して、「子育てフォーラム」を開催します。

(3) 障がい福祉

- ・ 自治体サービスの調査活動を活用した政策提案を行ないます。
- ・ 生活者ネットワークと連携して、移動支援サービスの自治体間格差の是正を求めます。

(4) 院内集会やフォーラムの開催

- ・ 7 月に「介護の崩壊をさせない実行委員会」で介護フォーラムを開催します。
- ・ 全国の福祉関連団体に参加を呼びかけます。
- ・ 必要に応じて円卓会議や院内集会を行ないます。

ACT つながるケア(自立援助サービス事業)

〈ACT つながるケア〉

- ・ ACT つながるケアを拡げるために、活動と事例の成果を共有し、利用拡大推進につなげます。
- ・ 会議内で話し合ったことをたすけあいワーカーズに持ち帰り共有し、引き続き、三基幹会議での連携を図ります。
- ・ 事例を通して、様々な角度からケアについて考察し、コーディネーター力の向上に努めます。
- ・ 研修などを通じて、コーディネーターのスキルアップを図ります。研修は 2 回の実施、会議内研修を 1 回を目標とし、コーディネーター力の向上を図ります。
- ・ 効率性を高める会議運営を実施し、検証していきます。
- ・ ACT つながるケアを広めるため、子どもの外遊びについて、各ワーカーズが ACT つながるケアで実践できるよう緩やかなガイドラインを作成し提案します。
- ・ 料金体系の見直しについて検討します。
- ・ 年 1 回程度実参加での会議を開催します。

〈ACT が行なう“ACT つながるケア”〉

- ・ 広域で行なう「ACT が行なう“ACT つながるケア”」により、引き続き会員の日常生活の困りごとを支援できるよう対応します。
- ・ 生活をする中で様々なことが発生したときこそ、頼りになる ACT つながるケアがあることを、会員や生活クラブ組合員に発信していきます。
- ・ 定例会は年 4 回開催し、ケア者のスキルアップを図るため、年 2 回研修を実施します。
- ・ ケア対価について、検討していきます。
- ・ ケア者を増やすために生活クラブ組合員に向けた募集・説明会などを開催します。

アビリティ共済(少額短期保険事業)

ACTが活動を進めていくために、アビリティ共済は重要です。加入目標を80件とし、保有数を増加に転じます。アビリティ共済の特長や魅力を、あらゆる機会・場・組織を活かして会員、生活クラブ組合員、一般の人たちに伝え、加入を増やします。そのために、新しい手法も試み、全取次店契約団体、理事会、事務局が目標を持って取り組みます。取次店契約団体、ACT運動グループ、いきいきサークル、ACTコミュニティ応援基金助成団体、生活クラブ運動グループなどに学習会・茶話会などを呼びかけます。

- ・ACT・生活クラブ生協・東京それぞれの運動グループ企画に参加し、加入推進していきます。
- ・共済委員会・募集人会はオンラインで毎月、拡大共済委員会(募集人・全取次店契約50団体の学習会・連絡会)は年2回実参加で行ないます。アビリティ共済を学び、情報交換し、仲間意識を高め、目標達成をめざします。
- ・拡大スタッフを増やし、生活クラブ生協・東京との連携協力の問合せ対応や多様な電話かけを行ない拡大活動を強化します。
- ・募集人を増やします。募集人試験学習会や受験の支援を行ないます。
- ・広報は、広報委員会と協力してホームページを改善します。SNSの更新を増やします。
- ・「共済研究会」などに参加して、会員・生活クラブ組合員・一般の人たちに向けた新しい拡大方法を試行します。
- ・生活クラブ生協・東京との連携を強めます。共済課関係者と意見交換会を行ない、効果的な手法を考えます。各ブロックとの連携も進めます。

生活自用品供給事業

- ・ネット通販など、様々な手段であらゆる物を購入できる時代になりましたが、引き続き「物のたすけあい」として介護や健康な暮らしに役立つ良品を提供していきます。
- ・売上目標は200万円とします。
- ・介護に役立つナーシングラッグの利用促進に取り組みます。
- ・IIふれすたクッキーの取り扱いを継続し、障がい者の就労継続支援B型事業所による製品であることをアピールし、寄付支援的購入者を増やします。総会時の販売を検討します。

紹介事業(片付け・葬祭)

1. 片付け事業

- ・「あうん」「よって屋」「えっさほいさ」との事業提携を継続し、安心して利用できる片付け事業としてACT会員およびACT運動グループに広報していきます。

2. 葬祭事業

- ・葬祭ワーカーズを講師に葬祭学習会を開催し、多くのACT会員に情報を届けます。

成年後見事業(市民後見事業)

「最期まで自分らしく」を応援するACTのもう一つの自立援助事業として取り組みます。

1. 任意後見制度の啓発

- ・養成講座、出前講座、終活講座を行ないます。
- ・ACT運動グループと連携し活動します。

2. スキルアップに向けて

- ・運営委員のスキルアップに向けて内部研修を行ないます。

3. 成年後見事業

- ・相談事業を積極的に再開し、成年後見事業の新たなサービスを増やし、利用者を増やします。
- ・見守り、任意後見、死後事務をそれぞれ単体サービスとして提供します。法定後見も事業に組み入れます。

4. 調査活動

- ・調査の結果で得られた課題を、各自治体への提案活動につなげます。
- ・成年後見に関する動向や社会的な問題などについて、必要に応じて調査活動を行ないます。

5. 組織運営

- ・事業計画の達成や活動に活発に取り組むために、運営委員を増員します。
- ・規則やマニュアルなどを見直し、改定を行ない、適正文書管理に努めます。

人材育成事業および啓発事業

安心のまちづくりを推進し、地域のニーズに応えられる人材育成や啓発に取り組み、スキルアップのための講座や研究会を開催します。

- ・研修内容がたすけあいワーカーズのニーズに合っているかどうか検討を継続します。
- ・たすけあいワーカーズメンバーや受講者が増えるような研修スケジュール、内容を考えます。
- ・受講しなくなるような広報を工夫し、チラシのほかにホームページやInstagramを利用しこまめに広報していきます。
- ・養成講座を一本化し、ワーカーズメンバーも組合員も一般会員でも1講座から受講できるようにし、講座の名前もわかりやすい表現に変更します。

1. 研修体系

- ・研修は新しい講師を迎え、日程に余裕を持たせて多くの方に活用してもらえるようにします。
- ・「基礎講座」「コーディネーター養成講座」「まちの相談パートナー養成講座」の区分を見直し、「地域育て・自分育て講座」に統一して実施します。

2. 公開講座

- ・新しい考え方で多くの方に受講してもらえるように内容等を検討します。
- ・10年以上連続した田中哲氏(児童精神科医)の講座を隔年とし、2025年度は益田裕介氏(精神科医・YouTuber)の講座を実施するなど、公開講座のさらなる活性化に向けて検討していきます。

3. 研究会活動

(1) 在宅介護研究会

- ・自主研修も含め、介護技術の学習、実技の研究をする機関として活動します。2025年も活動を継続します。
- ・たすけあいワーカーズや外部からの要請があれば、調整のうえ可能な限り講師派遣にも対応します。
- ・身体介護の動画教材作成に取り組みます。
- ・ACTの事業計画に基づき、介護職員初任者研修の講師を務めます。
- ・ACT会員からの介護相談に応じます。

(2) 認知症模擬演技者(SPSD)研究会

- ・認知症本人が地域で普通に暮らせるための啓発活動を進めるために、2025年度も研究会は継続します。
- ・新たな動画をつくります。
- ・ACT会員や生活クラブ組合員に対して研究会の見学を受け入れ、気軽な参加を促します。
- ・ACT通信への掲載等を通じて、研究会の活動を広く会員に知らせます。

広報・宣伝・出版

1. ACT 通信

- ・多くの人の目に留まるように紙面を工夫し、年4回発行します。
- ・ACTの広報誌として、会員だけでなくACTの活動を一般の人にも再確認されるよう紹介していきます。
- ・様々な活動をタイムリーに伝えられるよう工夫します。
- ・年4回発行と同時にホームページでの閲覧ができるようになっており、効果的に活かしていきます。
- ・今後は、紙媒体の郵送だけでなく、メールでの送付も検討します。

2. ホームページ

- ・誰が見ても興味を抱くようホームページのデザインを一新し、よりアクセス数が増えるよう工夫します。
- ・見やすい・わかりやすい・使いやすいホームページ作りを検討し、ACTの活動をアピールし、会員拡大につなげていきます。

3. チラシ・パンフレット

- ・三つ折りパンフレットのリニューアルを検討します。
- ・リニューアルした会員募集チラシを活用し、会員拡大につなげます。

ACT 運動グループとの連携

1. ACT 運動グループ協議会

- ・2025年度も介護職員初任者研修を実施し、福祉の担い手を増やし、たすけあいワーカーズなど運動グループに介護人材をつなげます。
- ・ACT運動グループ全体の問題として、たすけあいワーカーズやまちの縁がわ、人とまちづくりの継続と発展のため、共にどのようなことができるかを話し合っていきます。
- ・地域ACTがある地域ではその役割を共有します。

2. たすけあいワーカーズ連合との協議会

- ・連合化の総括を行なったうえで、今後のそれぞれの役割、ともに運動を進めることを確認しながら、互いにとって有効な関係性になるよう討議します。

他団体との交流・連携および協力事業

1. 生活クラブ運動グループとの連携

(1) インクルーシブ事業連合

- ・インクルーシブ事業連合は解散し、新たな中間支援組織に統合されます。
- ・生活クラブ運動グループの一員として、新たな中間支援組織の運営に携わっていきます。

(2) コネクト推進機構

- ・コネクト推進機構は、新たな中間支援組織に再編されます。

(3) 東京ワーカーズと ACT 運動グループとの協議会

- ・11月開催の WNJ 全国大会 inTOKYO の開催と成功に向け、現地実行委員会に参加します。

(4) 生活クラブ生協・東京との協議会

- ・必要に応じ協議会を開催します。
- ・生活クラブ生協・東京から生まれた ACT として、会員と組合員の福祉の充実のために連携していきます。

(5) NPO 法人まちぼっと

- ・理事会に参加します。
- ・草の根市民基金ぐらん運営委員会に参加し、交流集会の組み立てや選考委員会に参加します。

(6) 生活クラブ生協共済連福祉事業推進会議

- ・ACT 運動グループを代表して会議に参加します。

2. ACT が会員となっている団体

- ① WNJ (ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン)
- ② 日本少額短期保険協会
- ③ 東京都社会福祉協議会
- ④ 長寿社会文化協会
- ⑤ 日本 NPO センター
- ⑥ 中央労働金庫
- ⑦ 中野区社会福祉協議会

組織運営

理事会は、事務局と連携し、総会で決定した方針を執行し、常に点検しながら組織運営を担います。策定された第6次中長期計画を着実に進めていくため、実行計画を作り取り組みます。

1. 理事会体制

- ・年間の活動に合わせた討議がスムーズに行なえるよう進めます。
- ・理事会議規則を策定し、規則に基づき運営します。
- ・理事会での決定が確実に実行に移せるよう、事務局とのスムーズな連携に努めます。
- ・厳しい経営状況の中で、どのように ACT を立て直すか、理事全員が一丸となって取り組みます。

2. 事務局体制

- ・第6次中長期計画を着実に進めるために、事務局の強化が必要です。理事会との連携もさらに強化し、役割分担のもとで事業を推進していきます。
- ・ジョブローテーションで事務局機能を活性化します。
- ・円滑な人材確保のため採用計画を練り、事業の執行を支える事務局機能の低下を招かないよう取り組みます。
- ・ACT 運動グループへの理解を深めるための事務局研修、ワーカーズを知るために企画等への参加をします。
- ・組織運営等をテーマとする研修を実施します。
- ・最低賃金の上昇を念頭に、給与水準が下回らないよう点検します。
- ・災害対策の一環として、避難訓練を実施するとともに「防災・減災」をテーマに職員会議で討議し、意識を高めます。

[3] 予算 (P28 参照)

〈2025 年度予算の説明〉

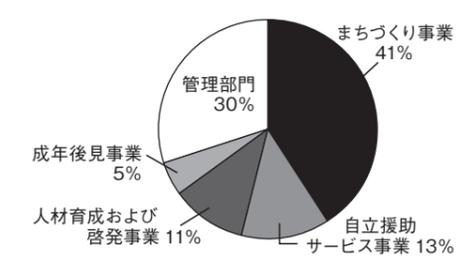
一般正味財産の部

1. 年会費

年会費 1,443 万円と賛助会費 2 万円を合わせ 1,445 万円を計上します。

年会費は ACT の事業と組織運営に充てられます (円グラフ参照)。

〈会費の使われ方〉



2. 寄付金

アビリティ共済の配当寄付金 1,756 万円をまちづくり事業のコミュニティ活動部門に繰入れます。加えて ACT への寄付を 50 万円募ります。

3. 事業別の説明

(1) まちづくり

ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合の事務委託整理に伴い、委託料も大幅に減額していることから、たすけあいワーカーズ連合と ACT・人とまちづくりの事務委託はコミュニティ部門に含めています。

① コミュニティ

ACT 会員いきいきサークル活動、地域のつどい費用として 125 万円を計上します。

② 地域 ACT まちづくり基金

地域 ACT 活動費として 240 万円を計上します。

③ ACT コミュニティ活動応援基金

ワーカーズ・まちの縁がわへの家賃助成 24 万円、まちの縁がわ部門 1 団体 100 万円、居場所づくり部門 50 万円 × 2 団体 100 万円を計上します。

(2) ACT つながるケア (自立援助サービス事業)

事業収入 759 万円のうち、利用料の 5.5% として 396 万円、「ACT が行なう “ACT つながるケア”」の収入 363 万円を計上します。

(3) アビリティ共済 (少額短期保険)

保険料収入は 6,193 万円、保険金は 2,000 万円を計上します。出産・長寿の祝金は 100 万円を計上しま

す。ACT 運動グループの共済取次店手数料 120 万円、募集人の活動実費弁償費 58 万円を計上します。少額短期保険協会の年会費が 24 万円から 60 万円に値上がりました。法定準備金として支払備金繰入額 410 万円、責任準備金繰入額 2,207 万円、契約者配当準備金 107 万円を計上します。

(4) 生活自物品供給

190 万円の事業収益を目指します。

(5) 人材育成および啓発

介護職員初任者研修受講料収入 (2024 年度継続分 18 万円、2025 年度 7 月開講分 120 万円) と、地域育て・自分育て講座、公開講座の非会員の受講料 4 万円を事業収益に計上します。

(6) 成年後見

継続利用 2 名と新規 1 名の利用料・契約料、75 万円を事業収益に計上します。

指定正味財産の部

コミュニティ活動応援基金への寄付金 50 万円を目指し、地域 ACT とコミュニティ活動応援基金の助成と経費を 474 万円計上します。

① ACT 顧問

ACT と ACT 運動グループの活動を支援する専門家として顧問契約を継続します。

* 弁護士 山縣史也氏

* 税理士 福井由紀子氏

* 特定社会保険労務士 曾布川哲也氏

② 各事業の予算は、当該固有の支出を除く共通経費につき、コミュニティ 28%、自立援助サービス 10%、少額短期保険 50%、生活自物品 1%、人材育成 3%、後見事業 1%、管理部門 7% を基本に按分計上しています。

③ 役員報酬について

理事長 182 万円、副理事長 2 名 268 万円、専務理事 396 万円、合計 846 万円を計上します。

2025 年度の新たな費用は、ACT つながるケアの小金井・新宿地域の新聞折込郵便局広報費 27 万円、ホームページのリニューアル費用 40 万円、年会費引落日納代行会社の撤退に伴う会員へのお知らせと手続きに関する送料 106 万円を見込んで計上しています。

全体としては、少額短期保険事業の契約者配当金の 1,756 万円の寄付金収入があるため、剰余が出る見込みです。

第 3 号議案 2025 年度 借入金最高限度額について

2025 年度事業計画を実施するにあたり、借入金の最高限度額を 3,000 万円とします。

第 4 号議案 定款変更について

定款を以下のように変更します。

定款変更案新旧比較表

現行の定款	変更後の定款
第 1 章 総 則 (事業の種類) 第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するための事業として次の事業を行なう。 (6)人材育成および啓発、講師派遣、出版等事業	第 1 章 総 則 (事業の種類) 第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するための事業として次の事業を行なう。 (6)人材育成および啓発、介護人材の養成、講師派遣、出版等事業
第 4 章 会 議 (会議の開催) 第 21 条 2 (2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき	第 4 章 会 議 (会議の開催) 第 21 条 2 (2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき
(会議の招集) 第 22 条 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知を発しなければならない。 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の前日までに通知しなければならない。	(会議の招集) 第 22 条 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知を発しなければならない。 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の前日までに通知しなければならない。
(会議での書面表決権等) 第 25 条 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。	(会議での書面表決権等) 第 25 条 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

第 5 号議案 役員選出について

定款第 12 条および第 15 条に基づき役員選出を提案します。

〈理事候補者〉(50 音順)

氏 名	住 所	所 属
相川 名美	青 梅 市	ACT 事務局
伊藤 裕重	練 馬 区	たすけあいワーカーズ エブロン
今澤 てる子	板 橋 区	たすけあいワーカーズ あやとり
金丸 正樹	神奈川県川崎市	生活クラブ生活協同組合・東京
菊地 成子	町 田 市	ACT 会員
小寺 浩子	小 平 市	生活クラブ生活協同組合・東京
杉浦 真子	国 分 寺 市	ACT 会員
鈴木 礼子	国 分 寺 市	ACT 会員
高 和子	立 川 市	ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合
鶴島 佳子	江 戸 川 区	ACT 会員
豊泉 惣子	杉 並 区	たすけあいワーカーズ さざんか

藤木 千草	国 分 寺 市	ACT 会員
馬淵 さおり	練 馬 区	たすけあいワーカーズ ふろしき
山木 きょう子	世 田 谷 区	ACT 会員
山口 郁子	大 田 区	ACT 会員
山根 純佳	埼玉県所沢市	実践女子大学人間社会学部教授
渡邊 康子	栃木県矢板市	ACT 会員
渡部 真実	町 田 市	東京・生活者ネットワーク

〈監事候補者〉(50 音順)

細谷 正子	練 馬 区	ACT 会員
矢崎 芽生	新 宿 区	公認会計士

第 6 号議案 議案決議効力発生について

各号の決議の本旨に反しない範囲での字句修正を、理事会に委任してくださるよう提案します。

用語説明

* 1 P.4 [ACT 運動グループ]
ACT 安心ネットワーク構想(ACT 会員のみならず地域の人と共に皆で力を出し合い、誰もが自分らしく暮らし続けることができるたすけあいのまちづくり)の実現に向けて、アビリティクラブたすけあい、たすけあいワーカーズ連合、ACT・人とまちづくり、ワーカーズ・まちの縁がわが連携・協力し、それぞれの市民事業の充実とともに、情報発信や地域づくりに取り組んでいる。

* 2 P.5 [地域 ACT]
第 4 次中・長期計画プロジェクトでは、地域の活動に参加し活躍したい ACT 会員のニーズを受け止め、会員が主体的に参加できるしくみ「地域 ACT」の必要性が議論され、自治体ごとに創ることを目指す答申が出た。身近な ACT 会員が集う活動グループとして、ゆるやかにつながり、お互いにたすけあうしくみを考えるほか、楽しい企画の開催、会員加入の推進、アビリティ共済の加入推進、「地域のつどい」等を通じた会員や地域の人たちとの交流などを展開する。毎年、「地域 ACT まちづくり基金」を原資として活動費の助成がある。2025 年度 3 月現在、杉並区、小金井市、国分寺市、町田市、武蔵野市、世田谷区、江戸川区、小平市、豊島区、大田区の 10 地域にあり、活動している。

* 3 P.5 [総合事業通所型サービス B]
介護保険制度における総合事業(介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」という)は、市区町村が中心となって、介護事業者のみならず地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、要支援 1、2 等の方に多様なサービスを提供することで地域の支え合いの体制づくりを進めるもの。訪問型と通所型等があり、それぞれ緩和した基準によるサービス A と住民主体によるサービス B がある。要介護 1、2 までこの総合事業に移行させる国の改定案は、対象者に認知症が多いことや受け皿の不足といった課題があり、2024 年度の介護保険制度改定では見送られた。受け皿となる事業者や団体の参入は自治体によって開きがあり、厚生労働省は「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を開催したが、自治体の基盤整備は依然として課題となっている。

* 4 P.5 [地域協議会]
生活クラブ生協・東京の各まち、たすけあいワーカーズ、地域 A C T、まちの縁がわ、東京ワーカーズ、生活者ネットワークなど、生活クラブ運動グループの多様な団体が行政区ごとに集まり、「地域協議

会」として定例会議を開催している。環境を考える学習会や調査活動、たすけあいのまちづくり、行政への政策提案活動など、違う分野の事業や運動体が連携して取り組み、「市民版地域福祉計画」を作り、まちづくりを推進している。

* 5 P.9 [新たな中間支援組織]
協同組合の可能性を追求し、地域の中でいくつもの小さな社会的連帯経済の萌芽を産み出しつないでいくことを目的として、生活クラブ生協・東京において 2021 年度に「まちづくり・しごとづくりコネク トプロジェクト」が立ち上がった。このプロジェクトには、生活クラブ運動グループが参加し、学習会の開催、支援体制としての中間支援組織づくりやネットワーク組織の再構築等について検討された。2022 年度にプロジェクト答申に基づき「コネク ト推進機構」が設立され、共同事業検討チーム、研修チーム、広報チーム、資金調達検討チームが設置され諸活動をすすめるとともに、新たな中間支援組織設立を目指して検討が続けられた。2025 年度に、インクルーシブ事業連合とコネク ト推進機構の事業活動を統合した新たな中間支援組織が設立される。

* 6 P.9 [W N J]
ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパンの略称。1995 年に全国に組織されているワーカーズ連合会がネットワークして、ワーカーズ・コレクティブの社会的評価と法制化の運動を行なうことを目的に発足。毎月 1 回の運営委員会を開催し、2 年ごとに全国会議を開催。2025 年 11 月には、「W N J 全国大会 in TOKYO」が開催される。

* 7 P.14 [市民版地域福祉計画]
各自治体に組織されている生活クラブ運動グループ地域協議会が、インクルーシブ事業連合からの〈「安心の地域」の設計図を描こう!〉という呼びかけで策定を進めている市民による市民のための地域福祉の計画。高齢者や子ども、障がい者など社会的弱者が孤立しないための地域づくりが重要と考え、そうした地域福祉を「共に生きる地域づくり」と幅広くとらえる。それぞれの団体は地域に拠点を持ち、地域の人々が運営することにこだわり、「地域」をキーワードに、人や物、情報、資金を循環させながら市民主体のまちづくり型福祉を実践するための基本となる計画。

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい 2024年度 決算 (第1号議案)

活動計算書

2024年4月1日～2025年3月31日まで

(単位：円)

Table with columns: 科 目, 金 額, 金 額. Rows include 一般正味財産増減の部, I 経常収益, II 経常費用, and 事業費. Total balance: 146,046,095.

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：円)

Table with columns: 科 目, 金 額, 科 目, 金 額. Rows include I 資産の部, II 負債の部, III 正味財産の部, and 資産合計. Total assets: 43,547,677.

財産目録

2025年3月31日現在

(単位：円)

Table with columns: 科 目, 金 額. Rows include I 資産の部, II 負債の部, III 正味財産の部, and 負債及び正味財産合計. Total assets: 150,721,099.

Detailed table of income and expenses with columns: 科 目, 金 額, 科 目, 金 額. Rows include 旅費交通費, 通信運搬費, 器具備品費, etc. Total expenses: 107,173,422.

Detailed table of assets and liabilities with columns: 科 目, 金 額, 科 目, 金 額. Rows include 出資金, 生活クラブ生活協同組合, 中央労働金庫, etc. Total assets: 150,721,099.

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっております。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産は最終仕入原価方式によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
無形固定資産は法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっております。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

科 目	まちづくり				ACTつながる ケア(自立援 助カーブス)	生活自用品	人材育成お よび啓発	成年後見	事業部門計	管理部門	合計	予算 対比 (%)
	コミュニティ	地域ACT まちづくり 基金	ACTコミュニ ニティ活動 応援基金助成	ワーカース 連携								
I 経常収益												
1. 受取会費												
年会費	3,734,640			2,010,960	1,723,680		1,580,040	1,005,480	10,054,800	4,309,200	14,364,000	96.5
費助会費	5,200			2,800	2,400		2,200	1,400	14,000	6,000	20,000	100.0
2. 受取寄付金												
受取寄付金	10,850,385								10,850,385		10,850,385	80.4
受取寄付金振替額		1,505,781							1,970,459		1,970,459	42.4
3. 事業収益									74,032,680		74,032,680	104.0
戻入額	26,808			173,250	6,808,363		1,146,784	382,500				
少額短期保険支払備金戻入額									4,476,526		4,476,526	64.0
少額短期保険責任準備金戻入額									28,494,479		28,494,479	135.7
少額短期保険契約者配当準備金戻入額									10,565,989		10,565,989	81.3
その他収益										1,000,000	1,000,000	
東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金									132,000		132,000	100.0
事務委託収入				132,000					0	20,152	20,152	201.5
受取利息									43,055	76,370	119,425	119.4
雑収入	24,934			3,821			1,000	13,000	43,055	76,370	119,425	119.4
経常収益計	14,641,967	1,505,781	464,678	2,322,831	8,534,443	2,093,605	2,730,024	1,402,380	140,634,373	5,411,722	146,046,095	100.4
II 経常費用												
(1) 人件費												
役員報酬	3,130,200			338,400	846,000		253,800	253,800	7,614,000	846,000	8,460,000	100.0
給料手当	4,512,865		93,600	615,386	2,461,561	205,123	615,386	410,254	19,174,346	1,432,307	20,606,653	96.8
協力スタッフ給与	21,042			3,656	9,147	913	2,742	1,827	85,086	37,996	123,082	63.1
ケア対価	0				2,209,443				2,209,443		2,209,443	138.1
法定福利費	998,456			173,641	434,112		43,406	86,818	4,037,276	303,877	4,341,153	92.2
中退共掛金	121,670			21,160	52,900		15,870	10,580	491,970	37,030	529,000	112.6
通勤費	255,225			44,383	110,968		33,286	22,189	1,032,024	77,673	1,109,697	99.1
福利厚生費	19,844			3,451	8,628		2,588	1,725	80,243	6,039	86,282	57.5
人件費計	9,059,302	0	93,600	1,200,077	6,132,759	351,285	1,053,898	787,193	34,724,388	2,740,922	37,465,310	98.6
(2) その他経費												

(単位：円)

保険金(アビリティ共済)	17,893,451											17,893,451	89.5
少額短期保険契約者支払配当金	10,459,837											10,459,837	80.5
少額短期保険支払備金繰入額	2,958,607											2,958,607	42.3
少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)繰入額	21,073,815											21,073,815	100.4
少額短期保険契約者配当準備金繰入額	17,568,930											17,568,930	611.3
少額短期保険年払戻戻金	217,090											217,090	144.7
アビリティ共済税金	910,000											910,000	60.7
ACTコミュニティ活動応援基金助成			371,078									371,078	16.4
コミュニティ活動推進費	1,134,805	1,497,621										2,632,426	74.8
共済取次店手数料												1,063,999	76.0
売上原価					1,445,359							1,445,359	112.9
業務委託費	78,759			17,120	34,243		10,271	3,423	5,741,398	23,969	5,765,367	102.9	
事務委託費	65,230			19,849	114,486		8,503	2,831	1,036,596	19,849	1,056,445	95.8	
加入推進手数料	19,021			5,789	7,216		2,481	827	77,511	5,789	83,300	49.0	
調査研究費	16,793			2,737	3,128		84,516	391	158,170	2,737	160,907	93.6	
顧問料	283,504				506,312		30,372	10,120	941,676	70,876	1,012,552	99.3	
諸謝金	33,839			3,054	26,158		610	128,610	1,009,333		1,009,333	144.8	
理事実費弁償費	481,550			40,145	113,880		196,705	140,235	1,440,000	572,500	2,012,500	105.9	
特定活動会員実費弁償費												361,291	60.2
印刷・広報費	654,296			197,192	239,537		222,007	33,851	2,892,851	225,613	3,118,464	84.4	
会議費												3,088	102.9
旅費交通費	66,954			23,071	25,533		81,879	43,607	628,124	64,991	693,115	150.7	
通信運搬費	763,860	8,160		236,167	410,150		110,679	86,922	3,755,442	229,183	3,984,625	101.5	
器具備品費	49,194			14,969	17,107		6,414	2,135	198,924	14,969	213,893	85.6	
消耗品費	36,653			11,152	19,597		18,666	13,805	214,514	15,952	230,466	54.9	
保守・修繕費	177,766			54,098	61,829		23,183	7,721	2,411,718	54,098	2,465,816	102.7	
水道光熱費	98,693			30,034	34,324		4,285	12,869	399,087	30,034	429,121	76.6	
地代家賃	1,095,726			333,480	381,117		47,633	4,430,580	4,430,580	333,480	4,764,060	100.3	
賃借料	254,709			77,517	93,790		68,719	26,157	1,085,729	127,697	1,213,426	91.2	
減価償却費	54,877			16,701	19,087		7,157	2,385	1,117,073	16,701	1,133,774	95.5	
保険料												178,640	100.4
諸会費	19,780			6,020	6,880		2,580	860	392,980	6,020	399,000	91.1	
租税公課	5,163			1,571	1,796		673	1,274	25,929	34,471	60,400	86.3	
支払手数料	27,848			8,471	22,883		3,628	1,206	189,160	164,958	354,118	177.1	
雑費	4,355			1,323	1,512		567	189	17,617	1,323	18,940	37.9	
渉外費	3,781			1,150	1,314		8,968	162	23,774	1,150	24,924	124.6	
雑損失									0	22,400	22,400		
その他経費計	5,427,156	1,505,781	371,078	1,101,610	1,749,085	1,731,045	1,830,234	572,629	105,173,377	2,191,180	107,364,557	102.1	
経常費用計	14,486,458	1,505,781	464,678	2,301,687	7,881,794	2,082,330	2,881,132	1,359,822	139,897,765	4,932,102	144,829,867	101.2	
当期経常増減額	155,509	0	0	21,144	652,649	7,581	△154,108	42,558	736,608	479,620	1,216,228	52.0	

少額短期保険事業部門の当期経常増減額7,581円は、少額短期保険事業安定積立金に繰り入れられます。

3. 使途等が制約された正味財産の内訳
 使途等が制約された正味財産の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は 107,173,422 円ですが、そのうち 86,759,804 円は下記のように使途が特定されています。
 使途等が制約された正味財産の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は 20,413,618 円です。

(1) 寄付金等

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
ACT コミュニティ活動応援基金への寄付	0	163,000	163,000	0	ACT コミュニティ活動応援基金に繰入
合 計	0	163,000	163,000	0	

(単位：円)

(2) 正味財産の部内訳

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
地域ACTまちづくり基金	11,105,981	191,541	1,505,781	9,791,741	(増加)支京解散返金(減少)10ヶ所に助成
ACT コミュニティ活動応援基金	13,306,205	164,769	464,678	13,006,296	(増加)ご寄付 44 件、そよかぜ助成戻り(減少)助成3団体、諸経費
少額短期保険事業留保金	10,000,000			10,000,000	
少額短期保険事業安定積立金	53,954,186	7,581		53,961,767	
その他の正味財産	19,274,971	1,138,647		20,413,618	
合 計	107,641,343	1,502,538	1,970,459	107,173,422	

(単位：円)

4. 固定資産の増減内訳
 固定資産の増減は以下の通りです。

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
内部造作	1,572,670			1,572,670	△ 425,156	1,147,514
建物付属設備	1,702,448			1,702,448	△ 470,126	1,232,322
合 計	3,275,118	0	0	3,275,118	△ 895,282	2,379,836
無形固定資産						
ソフトウェア	10,145,520	5,495,400		15,640,920	△ 11,568,680	4,072,240
合計	10,145,520	5,495,400	0	15,640,920	△ 11,568,680	4,072,240
投資その他の資産						
少額短期保険事業供託金	14,000,000			14,000,000		14,000,000
差入保証金	900,000			900,000		900,000
合 計	14,900,000	0	0	14,900,000	0	14,900,000
総合計	28,320,638	5,495,400	0	33,816,038	△ 12,463,962	21,352,076

(単位：円)

5. 少額短期保険支払備金増減内訳
 少額短期保険支払備金増減内訳は以下の通りです。

科 目	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
少額短期保険支払備金	4,476,526	2,958,607	4,476,526	2,958,607

(単位：円)

6. 少額短期保険契約者配当準備金内訳
 少額短期保険契約者配当準備金増減内訳は以下の通りです。

科 目	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
少額短期保険契約者配当準備金	10,565,989	17,568,930	10,565,989	17,568,930

(単位：円)

7. 少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)増減内訳
 少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)増減内訳は以下の通りです。

科 目	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)	28,494,479	21,073,815	28,494,479	21,073,815

(単位：円)

特定非営利活動法人アピリティクラブたすけあい 2025年度 予算 予算 (第2号議案)

活動予算書

2025年4月1日～2026年3月31日まで

(単位:千円)

科目	金額
一般正味財産増減の部	
I 経常収益	14,430
1. 受取会費	20
2. 受取寄付金	18,069
3. 事業収益	4,740
受取寄付金振替額	73,661
まちづくり(コミュニティ)	50
ACTつながるケア(アピリティ共済)	2,959
アピリティ共済(少額短期保険)	21,074
生活自歩品供給事業収益	195
人材育成および啓発	132
成年後見	10
事業収益	100
少額短期保険支払備金戻入額	7,615
少額短期保険責任準備金戻入額	19,760
契約者配当準備金戻入額	93
その他収益	2,720
事務委託収入(たすけあいワーカーズ連合)	4,092
事務委託収入(ACT人とまちづくり)	465
受取利息	1,116
雑収入	149
経常収益計	36,010
II 経常費用	152,959
1. 人件費	20,000
(1) 役員報酬	17,569
給料手当	4,100
ケア対価	22,077
法定福利費	1,071
中退共掛金	150
通勤費	1,000
福利厚生費	2,240
その他経費	3,666
保険金(アピリティ共済)	3,650
少額短期保険契約者支払配当金	1,280
少額短期保険支払備金繰入額	4,919
少額短期保険責任準備金繰入額	979
アピリティ共済税金	300
ACTコミュニティ活動応援基金助成	1,269
コミュニティ活動推進費	1,410
売上原価	580
業務委託費	3,666
加入推進手数料	37
調査研究費	185
顧問料	57
諸謝金	27
理事実費弁償費	846
印刷・広報費	1,480
旅費交通費	308
中退共掛金	35
通信運搬費	84
福利厚生費	11
人件費計	2,801
その他経費	25
業務委託費	21
加入推進手数料	10
調査研究費	8
顧問料	71
理事実費弁償費	510
印刷・広報費	228
旅費交通費	19
通信運搬費	418
器具備品費	14
消耗品費	12
保守・修繕費	61
水道光熱費	36
地代家賃	298
賃借料	134
減価償却費	17
保険料	170
諸会費	9
租税公課	33
支払手数料	14
雑費	4
渉外費	2
その他経費計	2,111
経常費用計	4,915
税引前当期正味財産増減額	146,248
法人税・住民税および事業税	6,711
当期正味財産増減額	70
前期繰越正味財産額	6,641
次期繰越正味財産額	84,375
指定正味財産増減の部	91,016
受取寄付金	500
一般正味財産への振替額	△4,740
当期指定正味財産増減額	△4,240
指定正味財産前百残高	22,798
指定正味財産期末残高	18,558
正味財産期末残高	109,574

2025年度 事業別損益予算書

(単位:千円)

科目	まちづくり		ACTつながるケア(自立援助)	少額短期保険	生活自歩品	人材育成および啓発	成年後見	事業部門計	管理部門	合計
	コミュニティ	地域ACTまちづくり基金								
一般正味財産増減の部										
I 経常収益										
1. 受取会費	5,916		1,876			1,587	722	10,101	4,329	14,430
2. 受取寄付金	8		3			2	1	14	6	20
3. 事業収益	18,069		7,593			1,425	759	18,069	4,740	22,809
受取寄付金振替額	50	2,400				1,900		73,661		73,661
4. 戻入額								2,959		2,959
少額短期保険支払備金戻入額								21,074		21,074
少額短期保険責任準備金戻入額								17,569		17,569
5. その他収益	195							195		195
事務委託収入(たすけあいワーカーズ連合)	132							132		132
事務委託収入(ACT人とまちづくり)								0	10	10
受取利息								0	100	100
雑収入								0		0
経常収益計	24,370	2,400	9,472	103,536	1,900	3,014	1,482	148,514	4,445	152,959
II 経常費用										
(1) 人件費	3,469		846	2,707	85	254	254	7,615	846	8,461
役員報酬	5,285	100	2,537	10,570	211	634	423	19,760	1,480	21,240
給料手当	25			50	1	3	2	93	37	130
ケア対価	1,100		2,720	2,200	44	132	88	2,720	308	4,400
法定福利費	125		60	250	5	15	10	465	35	500
中退共掛金	300		144	600	12	36	24	1,116	84	1,200
通勤費	40		19	80	2	5	3	149	11	160
福利厚生費										
人件費計	10,344	0	6,866	16,457	360	1,079	804	36,010	2,801	38,811
(2) その他経費										
保険金(アピリティ共済)				20,000				20,000		20,000
少額短期保険契約者支払配当金				17,569				17,569		17,569
少額短期保険支払備金繰入額				4,100				4,100		4,100
少額短期保険責任準備金繰入額										
アピリティ共済税金										
ACTコミュニティ活動応援基金助成										
コミュニティ活動推進費										
売上原価										
業務委託費										
加入推進手数料										
調査研究費										
顧問料										
諸謝金										
理事実費弁償費										
印刷・広報費										
旅費交通費										
中退共掛金										
通信運搬費										
福利厚生費										
人件費計										
その他経費										
業務委託費										
加入推進手数料										
調査研究費										
顧問料										
諸謝金										
理事実費弁償費										
印刷・広報費										
旅費交通費										
中退共掛金										
通信運搬費										
器具備品費										
消耗品費										
保守・修繕費										
水道光熱費										
地代家賃										
賃借料										
減価償却費										
保険料										
諸会費										
租税公課										
支払手数料										
雑費										
渉外費										
その他経費計										
経常費用計										
税引前当期正味財産増減額										
法人税・住民税および事業税										
当期正味財産増減額										
前期繰越正味財産額										
次期繰越正味財産額										
指定正味財産増減の部										
受取寄付金										
一般正味財産への振替額										
当期指定正味財産増減額										
指定正味財産前百残高										
指定正味財産期末残高										
正味財産期末残高										

科目	まちづくり		ACTつながるケア(自立援助)	少額短期保険	生活自歩品	人材育成および啓発	成年後見	事業部門計	管理部門	合計
	コミュニティ	地域ACTまちづくり基金								
一般正味財産増減の部										
I 経常収益										
1. 受取会費	5,916		1,876			1,587	722	10,101	4,329	14,430
2. 受取寄付金	8		3			2	1	14	6	20
3. 事業収益	18,069		7,593			1,425	759	18,069	4,740	22,809
受取寄付金振替額	50	2,400				1,900		73,661		73,661
4. 戻入額								2,959		2,959
少額短期保険支払備金戻入額								21,074		21,074
少額短期保険責任準備金戻入額								17,569		17,569
5. その他収益	195							195		195
事務委託収入(たすけあいワーカーズ連合)	132							132		132
事務委託収入(ACT人とまちづくり)								0	10	10
受取利息								0	100	100
雑収入								0		0
経常収益計	24,370	2,400	9,472	103,536	1,900	3,014	1,482	148,514	4,445	152,959
II 経常費用										
(1) 人件費	3,469		846	2,707	85	254	254	7,615	846	8,461
役員報酬	5,285	100	2,537	10,570	211	634	423	19,760	1,480	21,240
給料手当	25			50	1	3	2	93	37	130
ケア対価	1,100		2,720	2,200	44	132	88	2,720	308	4,400
法定福利費	125		60	250	5	15	10	465	35	500
中退共掛金	300		144	600	12	36	24	1,116	84	1,200
通勤費	40		19	80	2	5	3	149	11	160
福利厚生費										
人件費計	10,344	0	6,866	16,457	360	1,079	804	36,010	2,801	38,811
(2) その他経費										
保険金(アピリティ共済)				20						

巻末資料

組織図 31

資料編

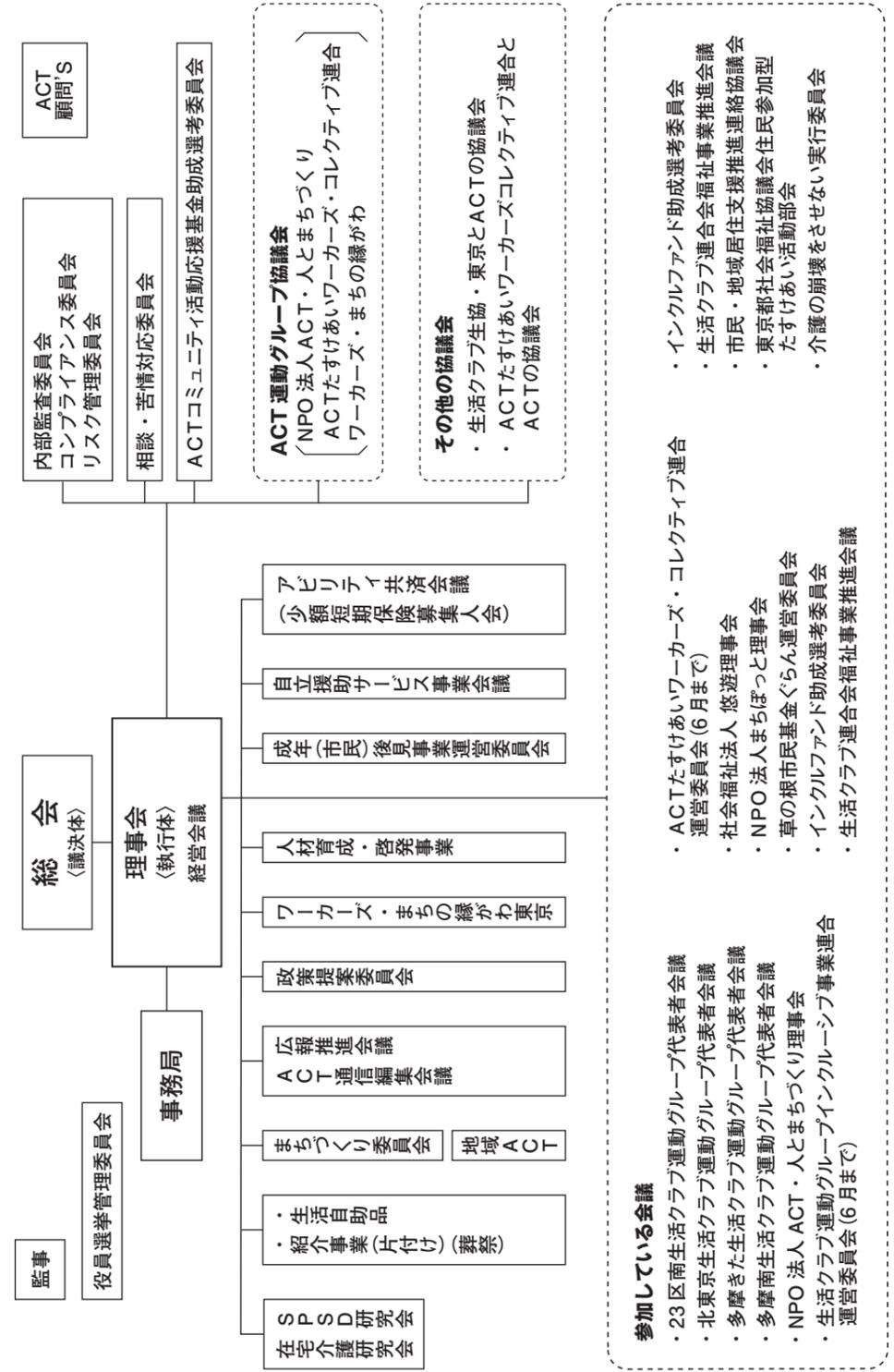
- 2024 年度基礎自治体別組織状況 32
- 過去 3 年の実績 33
- 加入の実績 33
- ACT 会員年度別推移表 33
- 2024 年度アビリティ共済（少額短期保険）給付実績 34
- 2024 年度アビリティ共済祝金実績 34
- アビリティ共済の契約者数及び保険料の実績 34
- アビリティ共済事業推移 34
- 2024 年度たすけあいワーカーズ事業内容・有資格者数一覧 35
- 2024 年度たすけあいワーカーズ別事業時間数一覧 36
- 事業別時間数推移 36
- 2024 年度 ACT が実施した研修・講座一覧 37
- 2024 年度 ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合が実施した研修・講座一覧 37
- まちの縁がわ 38
- 2024 年度地域のつどい・ACT 会員のつどい・おしゃべりカフェ実施一覧 39
- 2024 年度いきいきサークル一覧 40

設立趣旨書（1999 年特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい） 41

設立趣意書（1992 年 アビリティクラブたすけあい設立総会） 41

定款 42

組織図



<資料編>

● 2024 年度基礎自治体別組織状況一覧

ワーカー No.	自治体名	会員数	共済人数	団体名	設立年月	W,coメンバー数
1	練馬区	514	163	ふろしき	1992.11	59
18				エプロン	1994.9	91
33				むすび	1999.6	33
				ねりま居宅介護支援事業所	2002.7	8
2	世田谷区	211	47	ゆりの木	1992.12	30
				世田谷 A C T	2021.2	
3	町田市	316	92	町田	1993.2	73
63				まちの縁がわ小山田桜台	2020.7	13
				まちだ居宅介護支援事業所	2005.6	8
				町田 A C T	2020.11	
5	東村山市	224	51	ぼけっと	1993.2	23
36				ぼけっと富士見	2004.3	25
51				まちの縁がわ本町	2011.12	6
				たま北居宅介護支援事業所	2006.11	8
7	北区	96	49	ひよこ	1993.4	20
				きた居宅介護支援事業所	2005.6	6
8	西東京市	247	80	ハミング	1993.5	51
66				まちの縁がわそよかぜ	1998.3	13
57				まちの縁がわ木々	2015.5	5
				にしとうきょう居宅介護支援事業所	2007.11	9
9	狛江市	156	33	なかよし	1993.9	39
10	小金井市	183	45	ほっとわあく	1993.10	40
60				まちの縁がわわ・おん	2016.9	16
				小金井 A C T	2020.3	
11	多摩市	141	59	つむぎ	1993.11	25
12	三鷹市	161	45	こもれび	1993.12	43
14	国立市	119	46	すてっき	1994.4	14
52				まちの縁がわ国立	2012.12	13
19	東大和市	68	14	あくしゅ	1994.12	14
21	昭島市	137	36	大きなかぶ	1995.3	42
56				まちの縁がわ朝日町	2014.6	14
26	板橋区	134	44	あやとり	1996.3	40
53				まちの縁がわ前野	2012.12	6
27	江戸川区	132	49	もも	1996.3	35
				江戸川 A C T	2021.9	
28	杉並区	272	77	さざんか	1996.3	48
55				まちの縁がわなかまの家	2013.10	23
64				まちの縁がわ上井草	2021.3	13
				杉並 A C T	2020.1	
29	府中市	284	98	ぼ♥ぼ	1996.5	35
65				まちの縁がわテラツァ	2020.3	5
30	小平市	126	32	らいふえいど	1998.1	20
58				まちの縁がわちっちゃいおうち	2016.4	11
				小平 A C T	2022.3	
32	大田区	93	24	ビオラ	1998.3	18
				大田 A C T	2025.1	
34	武蔵野市	107	16	どんぐり	2001.10	31
				武蔵野 A C T	2021.1	
35	足立区	43	16	つみぎ	2003.2	16
37	国分寺市	150	26	風ぐるま	2004.4	37
				国分寺 A C T	2020.11	
38	立川市	134	39	パステル	2005.3	16
39	品川区	62	11	たんぼぼ	2006.6	12
43	中野区	80	32	N e x t	2016.6	15
44	八王子市	146	51	バードハウス	2020.3	13
				豊島区	20	3
	東久留米市	14	5	人とまちづくり法人事務局	2014.9	5
	文京区	20	4			
	江東区	15	2			
	千代田区	5	1			
	渋谷区	9	4			
	目黒区	13	7			
	港区	8	2			
	新宿区	16	3			
	葛飾区	3	1			
	荒川区	7	1			
	墨田区	6	2			
	台東区	7	2			
	中央区	6	5			
	調布市	72	34			
	日野市	51	27			
	青梅市	19	7			
	武蔵村山市	25	15			
	清瀬市	2	0			
	稲城市	24	6			
	福生市	4	1			
	羽村市	3	0			
	瑞穂町	2	0			
	あきる野市	3	0			
	その他地域(都内)	0	0			
	その他地域(都外)	182	124			
	合計	4,872	1,531			1,140

● 過去 3 年の実績

	2024 年度	対前年度比	2023 年度	対前年度比	2022 年度
年度末会員数	4,872 人	96.7%	5,038 人	96.6%	5,215 人
総事業高	74,032,680 円	101.5%	72,919,326 円	99.5%	73,318,700 円
ACTつながるケア（自立援助サービス事業）活動時間	28,816 時間	97.5%	29,544 時間	97.2%	30,385 時間
ACTつながるケア（自立援助サービス事業）延べ利用者	4,946 人	98.4%	5,028 人	96.1%	5,230 人
ACTつながるケア（自立援助サービス事業）事業高	6,808,363 円	115.0%	5,920,297 円	113.5%	5,214,345 円
たすけあいワーカー数	29 団体	100.0%	29 団体	90.6%	32 団体
たすけあいワーカーズメンバー数	958 人	96.9%	989 人	92.1%	1,074 人

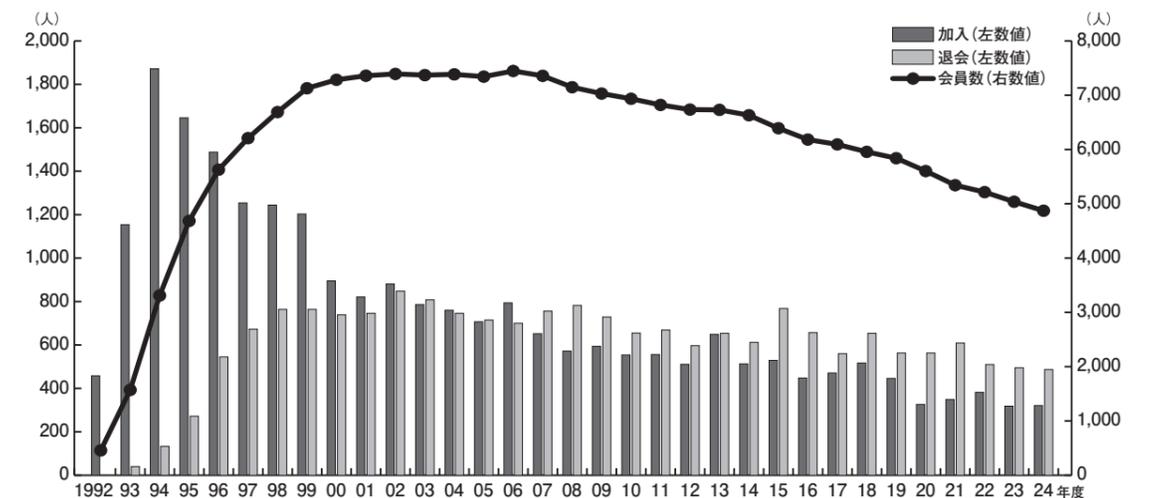
※ACTつながるケア（自立援助サービス事業）事業高はACTの手数料収入（5.5%）の合計と、ACTが行なう“ACTつながるケア”の事業高の合計です。

● 加入の実績

単位：人

	2024 年度実績	2024 年度計画	対計画比	対前年度比	2023 年度実績
期首会員数	5,038	5,038	-	96.6%	5,215
加入人数	321	510	62.9%	100.9%	318
退会人数	487	500	97.4%	98.4%	495
差引	▲ 166	10	-	93.8%	▲ 177
年度末会員数	4,872	5,048	96.5%	96.7%	5,038

● ACT会員年度別推移表



● 2024 年度アビリティ共済(少額短期保険) 給付実績

内容	件数	金額	対前年度比(金額)
入院	146 件	6,706,000 円	128.4%
手術	191 件	4,934,000 円	166.1%
傷害通院	65 件	685,500 円	239.3%
ハンディキャップ	0 件	0 円	0.0%
軽度ハンディキャップ	0 件	0 円	0.0%
死亡	7 件	5,000,000 円	142.9%
ワーカーズ・ケア	12 件	537,951 円	170.1%
個人賠償責任	1 件	30,000 円	34.5%
給付総合計	238 件(のべ)	17,893,451 円	121.0%

● 2024 年度アビリティ共済祝金実績

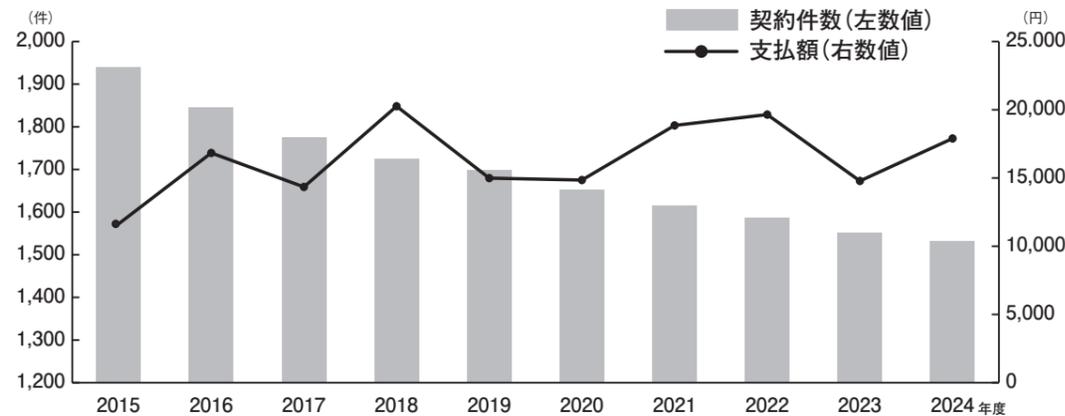
内容	件数	金額	対前年度比(金額)
出産祝い金	9 件	450,000 円	52.9%
長寿祝い金	46 件	460,000 円	219.0%

● アビリティ共済の契約者数及び保険料の実績

2024 年度末		プラン名	対前年度比
保有契約数	たすけ愛プラス	692 件	91.9%
	たすけ愛	393 件	101.0%
	ほすびた	199 件	105.3%
	ダブルほすびた	13 件	92.9%
	すりむ	207 件	100.0%
	のびのび	19 件	-
	いつまでも	8 件	-
	合計	1,531 件	98.6%

2024 年度	金額	対前年度比
年間収入保険料金額	63,401,670 円	98.4%

● アビリティ共済事業推移

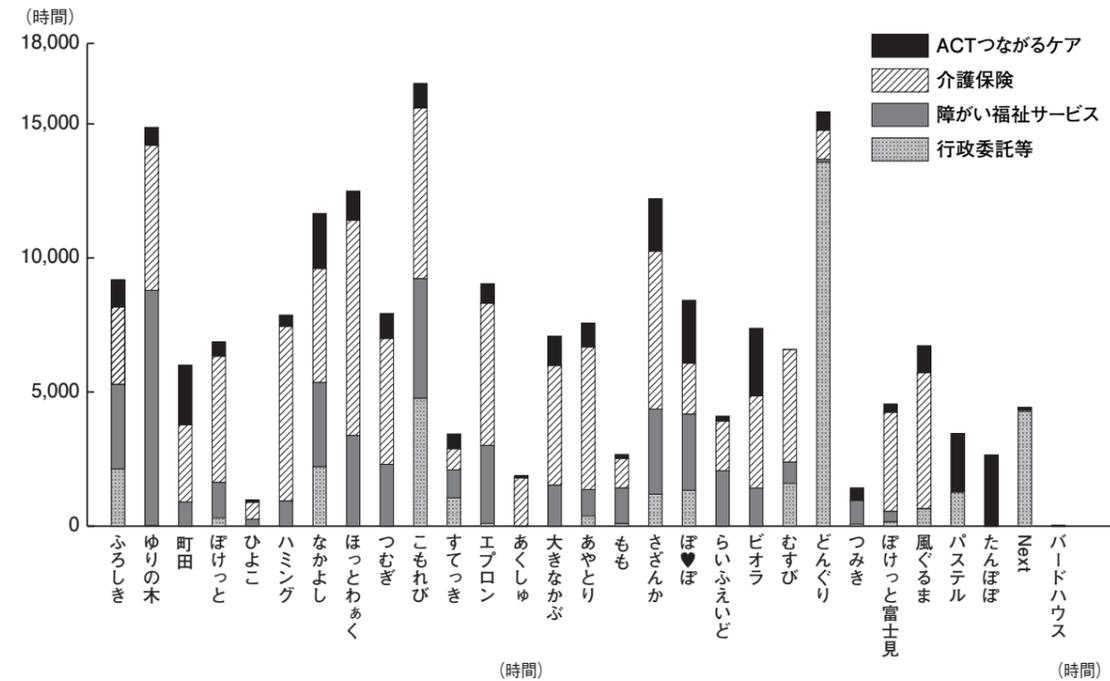


● 2024 年度たすけあいワーカーズ事業内容・有資格者数一覧

2025 年 3 月現在

略称	事業内容												有資格者数																								
	介護保険			障がいサービス			その他						ホームヘルパー3級	ホームヘルパー2級	介護職員実務者研修	介護職員初任者研修	ホームヘルパー1級	介護福祉士	介護支援専門員	社会福祉士	社会福祉主事	ガイドヘルプ	看護師	保健師	管理栄養士・栄養士	調理師	保育士	福祉住環境コーディネーター	その他								
	ACTつながるケア	通所介護・小規模多機能訪問介護	居宅介護支援	重度訪問介護	居宅介護	行動援護	同行援護	移動支援	ミニデイサービス	食事サービス	行政等の委託受託	独自事業																		居場所・子育てひろば	施設保育 月極め・一時預かり 出張・集団保育						
ふろしき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	11	11	25	4	3	1	2	1	1	3	4													
ゆりの木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	1	7	14	5	1	13				1														
町田	○	○	小	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	7	1	29	8	1	3			1															
ぼけっと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	4	1	12	3		1				1														
ひよこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	7	1	1	10						1		2												
ハミング	○	○	通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	14	3	26	5	2	4			1		1		2											
なかよし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1	10	9	2	5					1		2												
ほっとわあく	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	6		23	2	1	6	1		1	1	1	1	1	1	2									
つむぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	17	3	2	13				1																
こもれび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	5		13	1	6				2	2	8		2											
すてつき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	2	1	2							4														
エプロン	○	○	通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	3	10	23	7	4	4		3	1	5	3	3												
あくしゅ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	2	3	1	1	8						1		3											
大きなかぶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	5		18	5	1																			
あやとり	○	○	通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	1	4	18	1	1	1		3			2	5		5										
もも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	10	7	1	11	3			3	1	2	2	7		5										
さざんか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	20	4	8	1	16	2	1	1	3		2		6											
ぼ♥ぼ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	31	1	3	1	14	1			9		1	1	2		10										
らいふえいど	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	5	9	1	8		1		8	1															
ピオラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	7		7	1				1		1														
むすび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	3	10	12	2	1						1		2											
どんぐり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	7	1	10	1				5			2	4	9											
つみき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	2	2	2					6	1															
ぼけっと富士見	○	○	通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	1	4	15	2	1	6	1				1													
風ぐるま	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	2	12	1	11		1		2	1			6		7										
パステル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4			1							1		2	5											
たんぼぼ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6			1			1				2	2													
Next	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1																					
バードハウス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2			1								1													
合計	29	23	5	5	22	14	10	22	5	3	19	14	7	4	5	14	267	25	153	12	337	55	13	14	79	25	3	23	27	67	3	47					

● 2024 年度たすけあいワーカーズ別事業時間数一覧

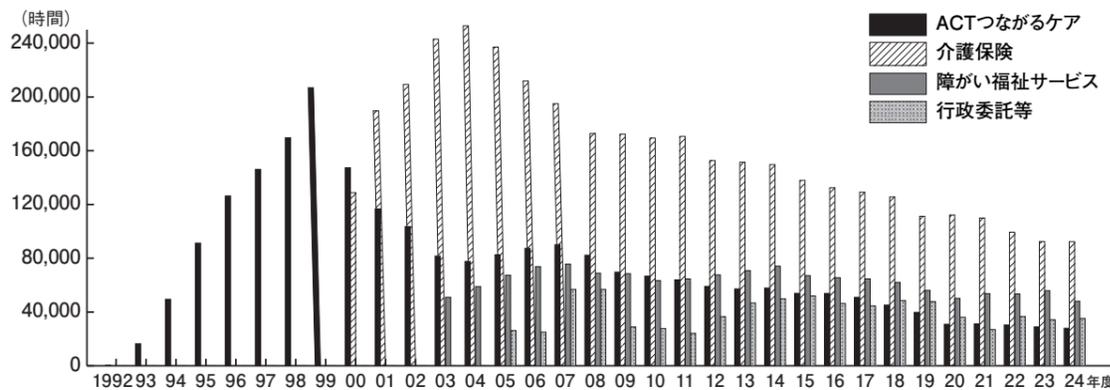


ワーカーズ名	ACT つながるケア	介護保険	障がい福祉サービス	行政委託等
ふるしき	1,008.00	2,899.00	3,144.00	2,133.50
ゆりの木	667.50	5,410.20	8,781.30	10.00
町田	2,227.50	2,882.00	894.00	0.00
ぼけっと	537.00	4,710.00	1,322.00	306.00
ひよこ	83.00	634.00	252.50	3.00
ハミング	417.00	6,515.00	936.75	0.00
なかよし	2,051.00	4,255.49	3,139.50	2,213.00
ほっとわあく	1,092.00	8,024.00	3,379.00	0.00
つむぎ	928.50	4,696.50	2,304.50	0.00
こもれび	921.00	6,365.58	4,460.50	4,763.75
すてつき	550.00	788.66	1,044.00	1,053.00
エプロン	735.50	5,298.30	2,908.20	98.50
あくしゅ	75.50	1,801.50	0.00	0.00
大きなかぶ	1,090.71	4,464.12	1,525.83	0.00
あやとり	888.00	5,319.00	986.00	377.00

ワーカーズ名	ACT つながるケア	介護保険	障がい福祉サービス	行政委託等
もも	152.00	1,101.75	1,329.17	89.50
さざんか	1,955.35	5,884.83	3,175.92	1,188.17
ぼ♥ぼ	2,351.00	1,898.17	2,842.00	1,331.00
らいふえいど	175.25	1,861.65	2,064.50	0.00
ビオラ	2,519.00	3,446.00	1,412.50	0.00
むすび	0.00	4,199.75	789.25	1,596.00
どんぐり	686.00	1,085.35	104.25	13,573.50
つみぎ	474.00	0.00	885.00	68.00
ぼけっと富士見	310.50	3,696.75	393.50	155.00
風ぐるま	1,009.00	5,073.65	0.00	644.30
バステル	2,199.50	0.00	0.00	1,252.00
たんぼぼ	2,656.00	0.00	0.00	0.00
N e x t	154.00	0.00	0.00	4,277.00
バードハウス	31.50	0.00	0.00	0.00
合計	27,945.31	92,311.25	48,074.17	35,132.22

※町田の介護保険事業には小規模多機能の時間数を含みません
 ※ひよこの実績は2024年12月まで

● 事業別時間数推移



● 2024 年度 ACT が実施した研修・講座一覧

研修名	開催日	テーマ	講師	参加数
公開講座	2/19	認知症になっても安心して自分らしく暮らすために～任意後見制度利用のメリット・デメリット～	藤原孝公氏 (東京都社会福祉協議会地域福祉部権利擁護担当統括主任)	55
	2/22	どう寄り添う? 児童精神科医に学ぶ思春期における子どもの心・親の心	田中哲氏 (児童精神科医)	38
地域育て・自分育て講座基礎講座	6/3	コミュニティケアとACT安心ネットワーク構想	豊泉惣子 (ACT 理事長)	19
	6/7	発達障がいの理解	星山麻木氏 (明星大学教育学部教授・(一社)こども家族早期発達支援学会会長)	23
	6/10	コミュニティの大切さ	内山節氏 (NPO 法人森づくりフォーラム代表理事)	25
	6/28	利用者のニーズを理解する	榎谷照子氏 (保健師)	17
	7/8	相談、支援のためのコミュニケーション	梅本和比己氏 ((一社)メンタルヘルス協会代表理事)	27
地域育て・自分育て講座コーディネーター養成講座専門講座	8/2	精神疾患の人への理解と接し方	益田裕介氏 (早稲田メンタルクリニック院長・精神科医師・YouTuber)	36
	8/19	子育て支援の意味とサポートの在り方	福川須美氏 (NPO 法人子ども家庭リソースセンター理事長・駒沢女子短期大学名誉教授)	19
	9/2	認知症の病気の理解	古田伸夫氏 (浴風会病院認知症疾患医療センター長・精神科医師)	21
	9/25	ケアを長く続けるために	末安民生氏 (佛教大学保健医療技術学部教授) 香丸真理子氏 (NPO 法人 ACT・人とまちづくり理事長)	21
	10/10	身体の機能と介護技術	仙洞田洋登氏 ((一社)JWC リハビリテーションマネジメント協会代表理事)	11
	11/7	援助計画の立て方	豊泉惣子 (ACT 理事長)	10
	11/15	周囲との関りが難しい人への理解と接し方	益田裕介氏 (早稲田メンタルクリニック院長・精神科医師・YouTuber)	47
地域育て・自分育て講座まちの相談パートナー養成講座専門講座	12/3	認知症本人と家族をささえる	香丸真理子 (ACT SPSPD 研究会)	19
	12/16	困難を抱えている親や子どもへの対応	永田陽子氏 (NPO 法人子ども家庭リソースセンター副理事長・臨床心理士)	22
ケア者ベーシック講座	1/14	まちの機能 ほっとスペース構想	まちの縁がわ東京	9
	1/20	調理・お掃除	今澤てる子 (ACT 理事)	4
ケア者スキルアップ研修	1/29	調理・お掃除	伊藤裕重 (ACT 副理事長)	3
	11/19	ストレスとうまくつきあう① 個人のストレス対策	河合瑞枝氏 (公益財団法人介護労働安定センター東京支部 ヘルスカウンセラー)	13
政策提案委員会研修	1/21	ストレスとうまくつきあう② 組織のストレス対策	河合瑞枝氏 (公益財団法人介護労働安定センター東京支部 ヘルスカウンセラー)	17
	8/26	介護保険制度 2027 年度改定の問題点	服部万里子氏 (服部メディカル研究所)	15
理事研修	10/25	事業継続と組織運営	川口佐和子氏 (有限会社ワークショップ)	34
事務局研修	3/3	働く人の協同組合 労働者協同組合	小柳智恵氏 (ワーカーズ・コレクティブ ネットワークジャパン事務局長)	9

● 2024 年度 ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合が実施した研修・講座一覧

連合運営委員会	9/11	◆◆目次◆◆など Google ドライブの使い方勉強会	小川明美氏 (連合事務局)	15
	11/20	たすけあいワーカーズ新人代表研修	海老沢節子氏 (旧 ACT 田無たすけあいワーカーズそよかぜ代表)	9
連合役員会	11/13	労働者協同組合法の学習会	細谷正子氏 (東京ワーカーズ副理事長・葬祭ワーカーズ・ACT 監事)	26
事務局長研修	1/15	24 時間 365 日の広報としてインターネットを使う	高橋茂氏 (株式会社 VoiceJapan)	25
訪問介護事業部会	9/19	ケアに関する研修 (感染症、高齢者に多い病気)	長尾洋江氏 (株式会社武蔵野ダスキンライフケア事業部顧問)	22
	1/16	実践!採用に繋がるチラシ・SNS の活用方法	岩見俊哉氏 (株式会社 MAST 代表取締役)	25
障がい福祉サービス事業部会	11/14	精神障害の利用者への対応 ～ケア者が燃え尽きないために～	石山ナナ氏 (社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 石神井障害者地域生活支援センターういんぐ)	18
通所介護事業部会	1/14	認知症について 認知症の症状理解を深め、対応を学びます。	志寒浩二氏 (NPO 法人ミニケアホームきみさんち)	62
子育て支援事業部会	10/9	ひとり親家庭の現状と支援	岩永やす代氏 (東京都議会議員)	30

合計 33 講座 746 名

●まちの縁がわ

ほっとスペース名	運営主体	稼働日数	ほっとサービス件数	相談人数
本町	東村山・ワーカーズ まちの縁がわ本町	217	81	7
ほっとスペース かふえカサムシカ	ワーカーズ・まちの縁がわ国立	287	46	25
ココアいま	板橋・ワーカーズ まちの縁がわ前野	235	53	8
ほっとスペース成田西 なかまの家	杉並・ワーカーズ まちの縁がわなかまの家	164	1	9
ここっちゃん	昭島・ワーカーズ まちの縁がわ朝日町	136	96	2
木・々	西東京・ワーカーズ まちの縁がわ木・々	365	0	189
ちっちゃいおうち	小平・ワーカーズ まちの縁がわちっちゃいおうち	98	0	5
わ・おん	小金井・ワーカーズ まちの縁がわわ・おん	244	2	0
さくらさくら	町田・ワーカーズ まちの縁がわ小山田桜台	308	59	25
すてっぴ&すきっぴ	杉並・ワーカーズ まちの縁がわ上井草	239	1,525	13
テラツァ	府中・ワーカーズ まちの縁がわテラツァ	250	3	12
そよかぜ	NPO法人ACT田無 たすけあいワーカーズそよかぜ	199	139	2

※ワーカーズ・まちの縁がわが地域で担う3つの機能の実績を表示しました。
 <稼働日数>常設している居場所機能
 <ほっとサービス件数>暮らしで困ったときのちょっとした支援の機能
 <相談人数>気軽に「身近な相談」ができることの機能



テラツァ (府中市)



ちっちゃいおうち (小平市)

●2024年度地域のつどい実施一覧 (2024.4～2025.3)

自治体名	団体名	開催日	テーマ	参加人数
国立市	カサムシカ	4/18	人生の最後の時をどこで、どのように過ごすか	15
小金井市	ほっとわあく	5/26	ほっとわあく 30周年記念集会	53
三鷹市	こもれび	10/5	バザー & 筋トレヨガ	70
小平市	小平ACT	10/9	地域のつどい DVD「ぼけますから、よろしくお願 いします。～おかえりお母さん～」を観る会	36
	らいふえいど			
	ちっちゃいおうち			
江戸川区	もも	10/26	ケアマネジャーに聞く「介護保険制度」／あなたの 80歳を体験してみよう!	11
昭島市	大きなかぶ	11/9	「身寄り問題について」聞いてみよう	24
西東京市	ハミング	11/10	「認知症への理解」若年性アルツハイマー型認知症 ご本人の話聞く会	29
東村山市	ぼけっと富士見	11/11	楽しい音で体を動かし、ポジティブ思考!!	17
板橋区	あやとり	11/16	地域を知ろう 徳丸・四つ葉散策	19
国立市	すてっぴ	11/16	すてっぴ 設立30周年記念イベント 30年を振り 返って マンドリンアンサンブルを楽しむ	67
国分寺市	風ぐるま	11/23	風ぐるま 20周年を祝う!	70
	国分寺ACT			
北区	ひよこ	11/27	ひよこ 30周年を振り返る	50
練馬区	ふろしき	11/30	地球のためにわたしたちにできること 深刻なプラ スチック汚染	23
足立区	つみき	12/21	フラワーアレンジメント講座 (テーマ:お正月の花)	32
府中市	ぼ♥ぼ	2/2	ストレッチ健康体操	34
足立区	つみき	2/22	フラワーアレンジメント講座 (テーマ:春の花・ひ なまつり)	32
世田谷区	ゆりの木	3/2	ハンドベル演奏会 (ハンドベルキャシー)	68
足立区	つみき	3/15	クラフトバンドの小物かご作り	17
杉並区	さざんか	3/15	さざんか地域交流会	62
	杉並ACT			
練馬区	むすび	3/15	多世代で楽しむ音楽会	31
江戸川区	もも	3/22	春のお茶会 ヘルパーと話そう	20

合計 21回 780名



地域のつどい「ひよこ30周年を振り返る」



いきいきサークル
「いきいき荒川」



地域のつどい
「さざんか地域交流会」

● 2024 年度 いきいきサークル一覧（活動地域のアイウエオ順）

サークル名	活動内容	活動地域
もりのうえサロン	親睦・軽体操	昭島市
ラディッシュの会	親睦	昭島市
つみきクラブ	軽体操・アロマ	足立区
よむすび	みんなの居場所 (アロマ等)	足立区
いきいき荒川	多世代間の交流・ 茶話会・料理教室等	荒川区
おしゃべりココア	食事&おしゃべり	板橋区
玄米サークル	玄米正食の調理および 食事	板橋区
みんなでチクチク	手芸(こぎん刺しなど)と お茶会	板橋区
大人の読書サークル	読書会	江戸川区
ギャザリングヨガ	ヨガ	江戸川区
自然と親しむお散歩会	身近な自然に親しむ	江戸川区
リラックスヨガ	ヨガ	江戸川区
輪楽時の会	手芸・折り紙・塗り絵	江戸川区
のびのび子ども広場の会	子どもの居場所	青梅市
ニコニコヨガサークル	ヨガ	大田区
ビオラのおもちゃ広場	親子のくつろぎ場	大田区
いきいきサークル ピノキオ	編み物・小物づくり	北区
絵手紙を楽しむ会	絵手紙	北区
ぶち・ぶらっと	散策	北区
手芸サークル	手芸	国立市
手のひらedit	手作業 (書道、作り変え)	小金井市
ぼちぼち・ゆっくり・ 体を動かそう会	体操と交流	小金井市
にんじんの会	料理会・地域交流	小平市
なかよしクラブ	居場所づくり	狛江市
フローリストなかよし	フラワーアレンジメント	狛江市
絵本ひろば	絵本の朗読	杉並区
さざんか劇団	人形劇団	杉並区
さざんかフリマ倶楽部	フリーマーケット	杉並区
いきいき太極拳サークル	太極拳	世田谷区
小学生のための学習室	小学生の学習支援、 居場所	世田谷区
書の会	書道	世田谷区
すこっぶサロン	親子サロン	世田谷区
地域の介護を考える会	介護の話を通じ地域の つながりを広げる	世田谷区

サークル名	活動内容	活動地域
手作りサークル どんぐり	小物作り	立川市
つむぎ「大人の塗り絵」	塗り絵	多摩市
つむぎ「手芸クラブ」	手芸とおしゃべり	多摩市
季節のアロマテラピー (豊島)	アロマテラピー	豊島区
aroma café	アロマの基礎と活用法を アロマセラピストから 学ぶ	中野区
喫茶いこい	地域の交流 (お茶とお菓子)	中野区
アロマから地球の暮らし を考える	アロマ、SDGsを学ぶ	西東京市
そよかぜ手作りの会	手芸	西東京市
モアニフラスターズ	フラダンスの基礎	西東京市
生き生きサークル・ ヨーガ	ヨガ	練馬区
聴く絵本の会	絵本の朗読	練馬区
クリーンウォーク	清掃活動	練馬区
布の会	古布の再利用	練馬区
パソコンサークル	パソコン学習	練馬区
ふろしき植栽倶楽部	ガーデニング	練馬区
サークルひすい	編み物	八王子市
岩崎さんと朗読しよう	朗読・口腔体操	東村山市
ぼけっくつクラブ	手話・俳句・園芸	東村山市
まちの食事会	料理会	東村山市
一本の糸	編み物	府中市
着物リメイク"ちくちく"	着物リメイク	府中市
なんでも話そうカフェ	おしゃべりの場	府中市
ぷろぼのサロン お茶っこクラブ	手作り・体操・食事	府中市
森のりんごの木	不登校児の親支援	文京区
エンジョイシニア	ヨガを通して仲間作り	町田市
ぐるんばお料理クラブ	お料理・障がい児支援	町田市
たすけあい小川 「グリーンクラブ」	ガーデニング	町田市
にこにこクラブ小川	折り紙	町田市
ちくちく	高齢者向け趣味の交流	三鷹市
ひだまり健康麻雀	健康麻雀	三鷹市

計63団体

特定非営利活動法人**アビリティクラブたすけあい** (NPO法人ACT) 設立趣旨書

超高齢社会が目前に迫っています。出生率の低下とあいまって、これからの日本の社会は、高齢者が自立して生きることが求められています。また、家族のあり方も変わろうとしています。元気な高齢者が増える反面、家族数の減少は、高齢者が高齢者を介護する老老介護や社会的入院を増加させています。一方、子どもの少ない社会は、活気のないものとなりかねません。子どもが自ら伸びのびと育つ子育て、女性が仕事をもちながら、安心して子どもを産み、育てるための子育てを支援する社会システムが求められています。

このような状況を受けて、政府は、高齢者介護を社会的にすすめるために介護保険制度を導入しました。また、少子化対策として、いわゆるエンゼルプランを実施しようとしています。しかし、在宅介護の基盤は、なお貧弱です。利用する側に立った、きめ細かいサービスがそれを必要とする全ての人にいきわたることは期待できません。地域における子育て支援の体制も不十分です。さらに、多様なサービス団体が参入する福祉サービスの質について、市民の立場から点検することも必要です。介護保険制度は市民の協力と支えなしには機能しません。

障がいをもった人ももたない人も人間らしく生きられるノーマライゼーションのまちづくりは、市民が自らたすけあいそれを行政が援助するという、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、良好なパートナーシップを発展させることによって実現できます。自分たちの生活に必要な知恵としくみを、市民自らがつくる相互支援システムに育てていき、一人ひとりが自立した生活を営むことが求められています。

私たちは、身近な地域に生活する市民の立場から、自ら高齢者介護や子育て支援をすすめるために、1992年に任意団体として「アビリティクラブたすけあい」(略称ACT)を設立しました。その後7年の間に、会員は6,689名に拡大し、赤ちゃんからお年寄りまでの自立援助サービスをにう「たすけあいワーカーズ」は都内27自治体に33団体、実際にサービスに従事する人は1,269人、年間の自立援助サービス活動総時間は17万時間に達しています。

私たちは、これまでの実績をベースに、今、地域でのたすけあいと介護保険制度とを重層的に組み合わせ、大きく飛躍することが必要であると考えます。これまでの会員対象のサービスを広く社会一般に開き、社会全体のシステムとしていくために、そして自分たちの住む地域で、自立した個人の生き方を尊重し、多様な価値観を大切にしながら、生きていくことをたすけ、たすけられる社会システムを実現するため、特定非営利活動法人として、地域社会に新しいたすけあいの文化を築いていきます。

1999年11月2日

設立趣意書（1992年 アビリティクラブたすけあい設立総会）

世界で最も出生率の低い国である日本は、同時に世界史上類のない超高齢国家へと向けて進んでいます。

戦後日本の成長は、私たちに繁栄と豊かさをもたらしましたが、その豊かさとは、企業社会に代表される生産第一主義、効率化優先に起因する「モノ」の充足と大量消費でした。しかし、その豊かさを謳歌する一方で、失った代償はあまりにも大きなものがあります。

とくに、福祉分野においては、産業政策重視の陰で従来の日本の福祉の含み資産といわれる家族や地域社会の機能に過度の負担を強いる一方で、生産重視の公共投資優先、大都市への一極集中による都市化、農村の過疎化、それにとまう人間関係の希薄化など様々な弊害を引き起こしています。シャドーワークといわれる家庭内労働への過度の依存、各種ボランティアや地域のたすけあい活動の停滞など経済発展が踏み台としてきた代償は、家庭や地域社会を崩壊の危機に招いているといっても過言ではありません。障害者や高齢者福祉における“地域からの隔離”や“寝たきり”の状況はまさにそうした貧しい福祉政策を象徴する事例といえます。

今後、ますます地域社会は変容を遂げていくことは確実です。直系三世大家族の減少と核家族化・小家族化、高齢者や若い男女の単身世帯の増加など地域を取り巻く変化は現在以上に進行することが予想されます。

こうした日本の福祉に関わる課題や問題を解決するには、行政の積極的取組はいうまでもなく、地域に生活する市民の主体的参加が最も重要ではないでしょうか。しかも、単に利益社会的・個人主義的市場原理に委ねるのではなく、地域生活者の主体性と協同によって、地域に問題を解決する力を備えていくことが問われていると考えます。

「仮称・たすけあい生協準備会」は、このような高齢化をはじめさまざまな形で浮上するであろう地域社会の問題を解決していくことをめざしています。その組織形態としては、趣旨に賛同する人が出資、利用、運営するという協同組合方式を採用し、構成員一人ひとりが問題を提起し、おおぜいの力で解決を図っていきます。また同時に、人間の豊かさとは、人間のもつ個々の能力を人間の関係性において表現すること、つまり、人間の“開化”を重要なテーマにします。それは企業から提供されるサービスやモノによって得られる豊かさではない、人々の潜在能力を十分に発揮し、人間の尊厳を基礎にたすけ、たすけられる仕組みをつくりあげていこうというものです。

そこでの運動と事業の進めかたは、担う人と利用する人を分断するやりかたや、単に行政の補完的な役割や下請け的といった受動的対応ではなく、構成員のもつ潜在技能を最大限に引き出し、生かしながら自らがテーマの発案・提起と活動に参加できる多くの機会と場を設定していきます。その内容は身近な生活ニーズに対応するサービスをはじめ、高齢者自らも参画できる趣味・生きがい等の文化の領域にも事業的視野を広げながら、豊かな地域の高齢者型文化の創造をめざしていきます。

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい（通称NPO法人ACT）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいと表示する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者その他生活の支援を必要とする人々に対し、介護その他の生活支援、これに関する事業ならびに調査研究、および公共政策の提案を行なうことにより、少子高齢社会において市民が相互に自立し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健および福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 地域安全活動。
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (7) 子どもの健全育成を図る活動。
- (8) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

(事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するための事業として次の事業を行なう。

- (1) まちづくりの推進、市民からの相談、福祉の政策提案に関する事業
 - (2) ワーカーズへのサポートに関する事業
 - (3) 介護、家事、子育て支援などの自立を支援する事業
 - (4) 少額短期保険業に関する事業
 - (5) 福祉用具、衣・食等、生活を豊かにする供給事業
 - (6) 人材育成および啓発、講師派遣、出版等事業
 - (7) 後見に関する事業
 - (8) たすけあう住まい方の支援に関する事業
 - (9) その他第3条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業を、同じ理念を持つACT運動グループと提携、協力し推進する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意志を持って入会した個人および団体。

(入会および会費)

第7条 本会の正会員になろうとするものは、東京都内に居住する者または勤務する者で、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するばあいには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 継続して2年以上住所等不明で連絡が取れないとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第11条 本会は、会員がすでに納入した会費は、返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上20人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 本会は理事長、副理事長、専務理事を置く。副理事長は3人以内とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、役員選挙規約の定めるところにより、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を統括して管理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し理事長が業務に支障あるとき理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、事務局を統轄し、理事会の決定に基づき、理事長および副理事長と協議の上、日常の業務執行を行なう。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
 - 3 補欠のため、または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者または他の現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

- 第18条 本会の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第20条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 事業報告および決算の承認
 - (2) 役員の選任または解任、職務および報酬
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併および解散

- (5) 解散した場合の残余財産の処分
 - (6) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および予算並びにその変更
 - (2) 事務局の組織および運営
 - (3) 年会費の額
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第21条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了の日から2カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(会議の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、前条第3項第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の前までに通知しなければならない。

(会議の定足数)

- 第23条 総会は正会員の20分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

- 第24条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事会における議決事項は、第22条第6項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議での書面表決権等)

- 第25条 各構成員の表決権は、平等なものとする。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 5 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

6 総会または理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(会議の議事録)

第26条 総会または理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 総会にあっては正会員総数および出席者数、理事会にあっては理事総数、出席者数および出席者
氏名。その会議に書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、
その数を付記すること

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名し、
これを保存しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 年会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(管理)

第28条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会 計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第31条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、毎事業年度開
始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告し
なければならない。

3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行なうこ
とができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告す
るものとする。

(事業報告および決算)

第32条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、理事
長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年

度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後、3カ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第33条 本会は、特定非営利活動に係る事業の会計を「主たる本来事業会計」及び「少額短期保険業
に関する事業会計」に区分して経理する。

2 本会の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 前項の規定にかかわらず、少額短期保険業に関する事業会計に剰余金を生じたときは、保険契約者
の同意に基づき、この剰余金を「主たる本来事業会計」に寄付し、同会計の収入とすることができる。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第34条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による
議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）した
ときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第36条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が解散(合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、
類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第38条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、
所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告
については、本会のホームページにおいて行なう。また、保険業法に基づき特定少額短期保険事業者
として公告をする場合は、東京新聞に掲載する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第40条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第41条 事務局長および職員の任免は、理事長が行なう。

(組織および運営)

第42条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 実施細則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人成立の日から施行する。

2 本会の名称は、特定非営利活動促進法に基づく法人設立の認証、設立の登記が終了するまでは、NPOアビリティクラブたすけあいと称する。1999年5月29日から法人成立の日までこの定款を準用する。

3 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 3,000円

4 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員は、別表のとおりとする。

5 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2001年度通常総会の日までとする。

6 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2000年3月31日までとする。

7 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業計画および収支予算は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則 この定款は、2002年4月18日から施行する。(第12条「役員の種類および定数」都認証)

附 則 この定款は、2002年9月30日から施行する。(第12条「役員の種類および定数」、第13条「選任等」、第14条「職務」、第23条「会議の定足数」都認証)

附 則 この定款は、2003年10月10日から施行する。(第5条「事業の種類」、第21条「会議の開催」都認証)

附 則 この定款は、2005年10月19日から施行する。(第4条「特定非営利活動の種類」、第5条「事業の種類」都認証)

附 則 この定款は、2007年5月26日から施行する。(第2条「事務所」総会決定)

附 則 この定款は、2008年3月3日から施行する。(第5条「事業の種類」、第39条「公告の方法」都認証)

附 則 この定款は、2008年10月10日から施行する。(第33条「剰余金の処分」都認証)

附 則 この定款は、2013年5月25日から施行する。(第2条「事務所」総会決定、第31条「事業計画および予算」、第32条「事業報告および決算」総会決定)

附 則 この定款は、2013年10月25日から施行する。(第5条「事業の種類」都認証)

附 則 この定款は、2015年8月21日から施行する。(第5条「事業の種類」都認証)

附 則 この定款は、2015年12月21日から施行する。(第5条「事業の種類」都認証)

附 則 この定款は、2019年2月13日から施行する。(第5条「事業の種類」、第33条「剰余金の処分」、第39条「公告の方法」都認証)

附 則 この定款は、2019年5月25日から施行する。(第39条「公告の方法」都届出)

附 則 この定款は、2022年10月20日から施行する。

別表

	氏 名	住 所
1	薦田 美智子	
2	山口 文江	

ACT 個人情報保護基本方針

2005年4月1日

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい(以下、「本会」とする)は、たすけあう地域社会を実現するため、その活動に携わる多くの会員の個人情報を保有し、利用しています。本会では、これらの個人情報の保護が重大な責務であると考え、以下のとおり個人情報保護基本方針(以下、「本方針」とする)を定め、個人情報の保護に努めることとします。

1. 情報の適切な収集、利用、提供

- 個人情報の収集にあたっては、利用目的を明示した上で、必要範囲の情報を収集し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- 収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供または開示することはありません。
 - あらかじめ本人の同意を得た場合
 - 法令の規定に従い、提供または開示する場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 問い合わせのあった事項につき、適切な対応をするために、各弁護士会へ問い合わせ事項を提供または開示する場合
- 個人情報を第三者に委託して利用する場合は、当該第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供するなどし、委託先への適切な監督を行ないます。

2. 個人情報の安全管理措置

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、または棄損等を予防及び是正のため、安全対策を施します。

3. 改善措置

個人情報の取り扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するように努めます。また必要に応じて本方針をはじめ本会の規則等の変更、修正、または追加を行なうなど運用の改善に努めます。

4. 開示、訂正請求等への対応

本会が本方針を遵守していないと思われる場合、及び本人の個人情報(保有個人データ)の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合には、本会までお問い合わせください。すみやかに対応します。

5. 苦情の対応

本会は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。尚、本方針の適用範囲は、本会及び本会ウェブサイト内とします。

※特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針はホームページをご覧ください。

反社会的勢力に対する基本方針

特定非営利活動法人
アビリティクラブたすけあい

当会は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行なうにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当会の「コンプライアンスマニュアル」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当会は反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当会、当会職員、共済契約関係者が受ける被害に対する被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行ないます。

2. 組織としての対応

当会は反社会的勢力に対しては組織的対応を行ない、当会職員の安全確保を最優先に行ないます。

3. 資金提供や不適切な便宜提供の禁止

当会は反社会的勢力に対して、資金提供や事実を隠ぺいするための不適切・異例な便宜提供を行ないません。

4. 外部専門機関との連携

当会は反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることが出来る様に、平素より弁護士、警察、財団法人全国暴力追放推進センターなどの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当会は反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行ないます。

2013年12月16日



第 27 回総会会場
板橋区立グリーンホール
6 階 601 会議室



- 東武東上線「大山」駅 北口 徒歩5分
- 都営三田線「板橋区役所前」駅 A3 出口 徒歩5分

特定非営利活動法人 **アビリティックラブたすけあい**
(NPO 法人 ACT)

〒 164-0012 東京都中野区本町 2-51-10 OKビル 4F
Tel 03-5302-0393 Fax 03-5302-0394